

タイにおける稲作中上層農と農地移動

“The Green Revolution” and the Capital

Accumulation of Agricultural Households

in Central Thailand

田坂 敏雄

The agricultural mechanization in the tillage process and the intensification in the field management, which took opportunity on introducing the high-yielding varieties, have resulted in a remarkable increase of rice productive powers. It is middle and upper class farmers, namely farmers more than 30 rais-scale management that have carried this productive powers on their shoulders. In this paper, I will try to analyze the way how this carriers of rice productive powers cut open and reorganize the present conditions of land problems, on their powers. Through this analysis, it become evident that the transfer of farmers' own lands between classes shows a trend of 'the two poles', that is, land sales by non-farmers and farmers less than 20 rais-scale management, and in opposition land purchase by farmers more than 30 rais-scale management. Secondly, I point out that the buying and selling of lands come about along the line of kinship relations. The transfer of tenant farmlands between classes has the same trend as it. Thirdly, I inquire into the capital accumulation of agricultural households, and throw light upon an important factor of such farmlands' movement.

はじめに

<文部>

1970年代以降、世界資本主義の構造的危機の進行のもとで、低開発諸国を中心に、飢餓・栄養不足・失業・インフレなど、多様な形態をとった貧困化現象が深化し、社会的・経済的諸矛盾が激化してきている。われわれがこれから分析の俎上にのせようとしているタイ農村においても、東北部の相対的・絶対的貧困化と出稼の増加、中東産油国への移民労働者の急増、中部デルタにおける土地なし住民の堆積とメイズ生産地帯への流入など、さまざまな貧困問題が深刻化しつつある。それゆえ、タイ農村の各地域と各階層において進行しつつある貧困化の深層を剥だし分析することは、現代帝国主義下の貧困化問題の一環としてますます重要性を増してきている。

しかし、注意すべきことは、タイ農村の貧困化を強調するあまり、この国の農業の現段階を「農業解体」として規定してしまい、そしてその結果農村住民を農民層としてではなく相対的過剰人口としてのみ捉えるという、一面的・観念的見解に陥ることである。こうした「農村住民=相対的過剰人口」論は、たんに客観的分析を誤るだけでなく、その主体的解決の担い手たるべき労農同盟の否定につながらざるをえないだろう。われわれは、タイ農村の各農業地帯における、農業生産と生産主体をめぐる複雑な分化・対立の状況を看過してはならないと考えている。以下、このような見地から、モノグラフィーとして中部タイの一農村を取り上げ、検討するものである。ただし、本稿では、前稿「タイにおける『緑の革命』と農業生产力展開」(本誌、第6卷第4号所収、1982年)をふまえつつ、農地移動の動態を中心に農家諸階層の蓄積動向をみていくことにしたい。

備考1. 度量衡換算表

1 ライ=0.16ヘクタール

1 クイアン=100タング=2,000リットル (穀1タング [=20リットル] ≒ 10キログラム相当)

1 パーツ=11~12円、ただし1981年半ば以降10円前後

備考2. 村落の区画名

戸（ないし屋敷地共住集団）=「バーン（Baan）」

ムラ（=自然村）=「クルム・バーン（Klum Baan）」

行政区=「ムー・バーン（Mu Baan）」

行政村=「タンボン（Tambon）」

I. 調査村と階層構成

1. 調査村の位置と階層構成

われわれの調査村ワットラムット行政村ランレーム行政区（第4区）は、
バンコクの西方約60キロの距離にあるナコンパトム県ナコンチャイシ郡に
立地し、高位稻作生産力地帯の典型的村落の一つである。

このナコンパトム県は、農業地帯構成の Inner Central Region に属する商業的農業地域であり、福井捷郎氏の稻作区分でいう「水路網低地」と「慢性的水不足地域」とが混在する地域である¹⁾。ナコンパトム県は、K. Kh型高収量品種の栽培を中心とする高位生産力の稻作地域であるが、同時に「水不足地域」においてサトウキビなどの畑作が展開する地域でもある。また、同県は、Inner Central Region の各地域と同じく平均小作地率が40%前後という土地貸借関係が高度に進展した地域でもある。

ワットラムット行政村²⁾は、このナコンパトム県の稻作地域のなかでもターチン河西岸の微高地=「慢性的水不足地域」に立地し、その東岸の「水路網低地」とは著しい対照をなす地域である。したがってこの行政村は、従来

1) 本稿の農業地帯区分は、前掲拙稿において提示した試論にもとづいているが、なお次の諸研究についてもあわせて参照されたい。福井捷郎「水稻栽培の現状と展望」(石井米雄編『タイ国』、創文社、1975年) 梶田勝『タイ経済の発展構造』(アジア経済研究所、1977年)、国際農林業協力協会編『タイの農業』(AICAF. 1979年) 第2章 (長谷川善彦氏執筆)、高谷好一『熱帶デルタの農業発展』(創文社、1982年)、T.H. Silcock, *The Economic Development of Thai Agriculture* (Australia, 1970). W. Donner, *The Five Faces of Thailand* (Great Britain, 1978), Office of Agricultural Economics, *Agricultural Statistics of Thailand* (Bangkok)

は慢性的水不足に悩む稻作の限界地域であったといえよう。しかし、1970年代初頭以降、農村雇用創出計画（K. S. Ch.³⁾ のもとで運河開発がすすみ、これによって灌漑排水体系が整備されてきた。それにともない、水不足の原因であった微高地という地形が、短稈種であるK. Kh型高収量品種の普及にとってむしろ逆に有利に働き、この結果この行政区は高位稻作生産力地域として登場してきたのである。つまり、ランレーム区の水稻生産力は、1960年代後半の、「改良品種+動力耕耘機 JLO + 施肥」というパッケージの部分的導入の時期をへて、1970年代初頭より、灌漑排水施設の開発・整備を基盤とする高収量品種の導入、動力耕耘機 Yanmer を中核とする各種労働手段の装備、肥培管理と防除技術の緻密化を達成し、栽培方法の目ざましい変貌を経験する。こうしてこの行政区は、いわゆる「緑の革命」の時代を迎えたのである。

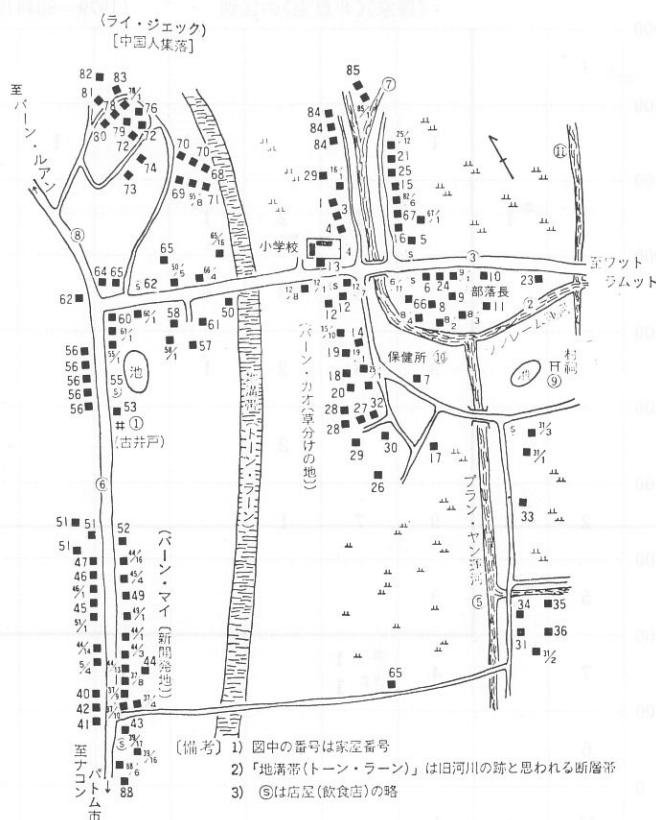
ところで、ランレーム区はワットラムット行政村の第4区として、バーンプラ運河の支線ランレーム運河沿に展開する集落であるが、大雑把にいって三つのムラより構成されている（第1図参照）。すなわち、「バーン・カオ（草分けの地）」「バーン・マイ（新開地）」「ライ・ジェック（中国人集落）」の三つのムラである。最初のムラには、ソラヌワット姓やルンルアン姓などを名乗る草分けの家族の子孫たちが居住し、相対的に上層の稻作農家を構成している。これに対して、運河から遠い「バーン・マイ」には零細規模の畠作農民と日雇層が居住し、「ライ・ジェック」には養豚を主職とする中国系の住民が居住している。この二つのムラの住民は、一般的にいって土地の所有規模や

2) ワットラムット行政村は五つの行政区——ランレーム区は第4区——に分かれ、世帯総数531戸、人口2,899人からなり、農業従事者は1,885人、非農従事者は470人といわれている。稻作農家360戸はすべて K. Kh 型新品種を採用し、雨季作でライ当り 50~40 タング、乾季作で 60~40 タングの収量をあげ、1 戸当り平均年間稻作収入は約 4 万バーツといわれている。以上、*Rajngan Kansamruad khomun khed Phathana, Tambon Watlamud, Amphoe Nakhonchaisi* (郡庁資料『ワットラムット村開発調査資料』、1978年4月調査) を参照。

3) 総理府は、この農村雇用創出計画について、毎年、次のような文献を発行している。*Rajngan Kanprameanphon Khrongkansangngan nai Chonaboth, P.S.2523.* (『1980年度農村雇用創出計画の評価』), *Krongkansangngan nai Chonaboth, P.S.2524* (『1981年度農村雇用創出計画』)

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第1図 ランレーム部落の略地図



耕作規模の零細な、半プロ的住民層の中心をなしている。

そこで、次にこの行政区の階層構成について明らかにしておこう。

まず最初に、第1表を中心に農家・非農家別の世帯区分を試みておきたい。年間農業粗収入が5,000バーツ以上で、かつ耕作規模が3ライ以上の世帯をひとまず「農家」とみなし、これを基準としながら各世帯の経営内容を個別にチェックして「農家」を確定すれば、全世帯120戸のうち、77戸が「農家」となり、残り43戸が「非農家」となる。ただし、「非農家」のうち1戸は、第1表「備考」2)に注記したとおり、資本家の世帯であり、以下では統計処理

第1表 農業粗収入=耕作規模別世帯構成

農業粗収入 (バーツ)	《農家》《非農家》の区別						(1979=80耕作年)	戸数
	1*	1	2	2	1			
250,000	1*						1	2
150,000		1				2	2	6
100,000	農 1		1	2	1			5
70,000			3	3	8			14
50,000		3	8	2	1			14
30,000		4	5	2				11
20,000	2 農 3	9	7	1				22
10,000	5 農 2	3						10
5,000	7 4 4	農 1 非農 1						17
1,000	6							6
0	11 1 1							13
	0 3 10 20 30 45 60 80 100	耕作規模 (ライ)						

[備考]

1)耕作規模3ライ未満の世帯、および農業粗収入5,000バーツ以下の世帯を「非農家」とする。ただし、この基準によって「非農家」となる50戸のうち7戸は経営内容が農業的なので、「農家」とする(表中「農」と略記)したがって

「非農家」……………43戸(うち1戸は資本家の世帯=例外的世帯)
 (0.1~5ライ 14戸(うち3ライ以下は6戸)
 5~10 12
 10~20 25

タイにおける稻作中上層農と農地移動

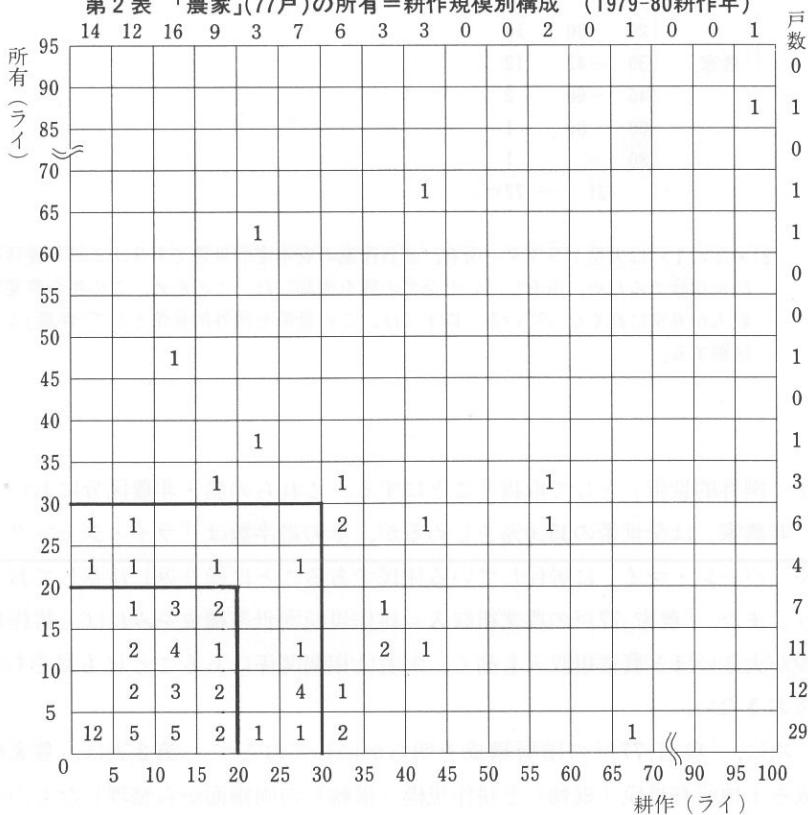
「農家」	20	~30	10
	30	~45	12
	45	~60	2
	60	~80	1
	80	~	1
	計77戸		

2) * 印の1戸は大型トラクター所有、請負作業の資本家の世帯であり、この年養豚部門を切捨てるため、所有していた全ての豚を売却した。このため、この年の農業粗収入が異常に高くなっている。以下では、この世帯を例外的世帯として「非農」より区別する。

上「例外的世帯」として取扱うことにする。これらの農・非農区分において、「非農家」は全世帯の35.0%をしめるが、その過半数は「ライ・ジェック」や「バーン・マイ」に居住している住民であることに繰り返し注意しておこう。また、「農家」77戸の農業粗収入=耕作規模別世帯構成をみれば、耕作規模が大きいほど農業粗収入も高く、両者は相関関係にあることにも目をむけておきたい。

次に、「農家」77戸の階層構成を明らかにしておこう。第2表は、農家構成を土地所有規模（縦軸）と耕作規模（横軸）の両側面から整理したものである。この表において45度線のマス目に入っている農家は所有と耕作の一一致する農家=自作農であり、それより外れている農家は所有と経営規模の乖離する農家である。つまり、45度線よりも上方にある農家は所有規模が耕作を上回る農家であり、それより下方の農家は逆に耕作規模が所有を上回る農家=自小作農である。この表によって次の諸点が明らかである。
 ①20ライ以下の所有で、かつ20ライ以下の耕作という世帯が44戸あり、農家全体の57.1%を占めていること。この階層は、農業収入のみによっては家計を維持できない貧農・半プロ層である。
 ②耕作規模30ライ以上の、この行政区の稻作生産力展開の担い手となった世帯は16戸と意外に少なく、彼らのうち、所有と耕作が一致する1戸と、所有が耕作を上回る1戸をのぞいて、残り14戸はすべ

第2表 「農家」(77戸)の所有=耕作規模別構成 (1979-80耕作年)



て所有が耕作を下回る自小作農家であること。30ライ以上層の層の薄さは、1930年代以前に平均50ライ前後を所有・耕作していた「バーン・カオ」の稲作農民の零細化を物語るものである。③農家構成上のもう一つの特徴は、所有が耕作を大きく上回り土地所有に寄生して生活する「在村地主」世帯がこの行政区には見あたらない点である。

以上要するに、非農家と貧農層の大量の堆積と滞留、および中上層農の層としての相対的な薄さが、この行政区の階層構成上の特徴をなしている。

2. 調査村の歴史的背景

ところで、以上のような特徴をもつ階層構成は、1970年代に進展した「緑の革命」とそのもとでの農民層の分解によって拡大されたものだが、この70年代の階層分解は、19世紀末の開発段階より引きつがれた、この行政区の歴史的特質のうえに展開したものである。したがって、現段階の階層構成も、この行政区の歴史的形成過程の特質との絡みで分析され、理解されなければならない。ここでは、この問題について充分に展開する余裕はないが、簡単にみておくことにしたい。

タイの村落形成には、有力者が配下のプライ身分（徭役農民）を率いて移住し開発した型の村落や、大規模な開発地主が小作人を募集し入植させた型の村落などを見い出されるが、ランレーム区の場合、親族関係にある農民家族が連合して開発した村落という特徴をもっている。19世紀後半、おりからの「開発ブーム」⁴⁾のなかでターチン河の支流域でも、上流の商業都市スパンブリーよりの移住者などによって開発がすすめられた。ランレームは、ワットラムットをはじめとする周辺の村々からの雨季の「出作」によって開墾されはじめ、1880～90年代に農民家族の定住による自生的なムラとして形成された。開発当初、この村落は、ランレーム運河をはさんだ二つの「バーン（Baan）」より構成され、それらはルンルアン姓とソラヌワット姓の、二つの親族的な隣人集団であった。

ここで、「バーン」概念について、必ずしもまだ成熟した概念ではないが、少しふれておく必要があるだろう^(補注)。①「バーン」とは、原初的には特定の親子ないし親族が同一または隣あった屋敷地内に隣接居住し、日常的な生活関連を緊密にもつところの社会集団であり、親族関係を基礎とした地縁的な連鎖体であるといえよう。したがって、「バーン」の結合契機は、親族関係と隣接居住の二契

4) 高谷好一 前掲書第4章、田辺繁治「Chao Phraya デルタの運河開発に関する一考察(I), (II)」(『東南アジア研究』第11巻第1号、第2号、1973年), J. C. Ingram, *Economic Change in Thailand, 1850-1970* (Stanford Univ., 1971)などを参照。

機に求めることができる。②「バーン」の規模と構成は多様であり、1戸の家族でも成り立ちうるが、通常5～10戸から構成された。さらに数個の「バーン」は地縁的に結合して「クルム・バーン (Klum Baan)」を形成した。これら各「クルム・バーン」には博徒的^{ナック・レン}気質をもった長老^{ブーヤイ}(Phujai)が存在し、「クルム・バーン」を対外的に代表するとともに「クルム・バーン」の生活を統御したのである(ただし、1890年代の「チャックリ改革」によって地方行政制度が再編され、有力なブーヤイは行政村長^{ガムナン}や行政区長^{ブーヤイ・バーン}という末端の行政機構に組み込まれたため、ブーヤイという呼称は役職名となった)。③「クルム・バーン」は、在来農法の特質と家族・親族集団のあり方とに規制されて、loosely system と hierarchy の未熟なムラ構造とを特徴とした。すなわち、(イ)在来農法(在来インディカ品種の属性に集約される)は、西南モンスーンの降雨に依存した天水田での栽培を基本的な特徴としていた。こうした天水田での稻作は、灌漑排水施設の共同管理=「水」の一円的支配を必要とせず、このため村落は水利・耕作規制を欠いてくるとともに、集村形態をとる必然性をもたなかつた。それゆえムラは、運河の堤防上に境界の不明確な列状村という loosely な形態をとり、共同的規制の弱い system として展開した(ただし、ランレームでは、防衛機能がこの傾向より優越し、集村形態をとつた)。(ロ)在来農法のもう一つの特徴は、田植から刈取りまでの 150 日間、施肥・除草・水管理・病虫害防除などの諸作業をほとんど行なわない、いわば「寝て暮せる」農法という点にあつた。また、労働ピークを形成する田植と刈取りにおいても、共同労働ないし労働交換によって解決することができた。それゆえ、こうした粗放的な農業経営では、「傍系」の家族労働力を経営体=農家世帯に繫留しておく必要性はなく、また彼らを拘束する家族制度も存在しなかつた。実際、いわゆる「末子相続」慣行のもとで長子以下の子女が次々と分裂し独立した(→分立した親子・キョウダイが隣接居住して「バーン」を形成)。これは丁度、家族集団の細胞分裂にもたとえられる。これが一方では世帯編成に投影して世帯の「核化」傾向として現われるとともに、他方では——過小農の小土地所有への膠着という日本のイメージとはちがつて——彼らを「流動的」な存在にした。(ア)ランレームの「クルム・バーン」には Trakun

という（父系傾斜的）出自関係が数個存在し、一種の帰属意識を形成せしめている。そして、草分けの Trakun の出身であることが村落の権威の重要な要因となっている。とはいえ、タイ的家族にあっては、日本の「家」のような嫡系と傍系の区別や両者の間の上下関係は存在せず、また双系的な親族集団であるために、男系の「家」集団としての同族団（系譜ないし出自の相互認知にもとづく家連合）を形成せしめなかった。また、均分相続が支配的であるために、本家権威を高めるような大きな経済的格差も生れなかった。このため、在村手作地主たる本家とそれに従属する小作農たる分家という、日本的な意味での同族団と、それによって構成される hierarchy 的な村落は形成されえなかった。ムラは、こうした同族結合型村落とは対照的に、「バーン」＝屋敷地共住集団の集合体として構成され、水利・耕作規制の希薄な散村形態と hierarchy の未熟な構造を特徴とした。^{イティポン}④「クルム・バーン」が果す役割・機能として次の諸点があげられる。(イ)他所者や盗賊の侵入よりムラを防衛する機能。赤木攻氏によると、1752/53年の『プーヤイ・バーンの設置に関する勅令』は「バーンの前後に障害物およびかがり火を設け、信号鼓を置けよ」と令じているという。この古文書にみられる規程は、「クルム・バーン」の防衛機能を示すものとして興味深い。ランレームの草分けの「クルム・バーン」も各家族の居住形態をとり外敵に備えたといわれる。(ロ)生産活動を媒介する機能。在来農法の基本的な労働手段であった水牛の放牧地——このムラでは「ラン・バーン（バーンの裏手の意）」の土地が放牧地——の共有・利用や農繁期の労働交換（leak ngan）など、「クルム・バーン」はそれを構成する各家族の生産活動を調整した。(ハ)その他生活上の諸機能。共同墓地（Pacha）や「村社」（San Cao Pho Khaw Pak Sa）の共有、新年祭（Ngan Pracam Pi San Cao）やタンブン・ランバーン祭（家ごとに家族や家畜を形どった土人形を奉納、功德を積む）、婚姻規制（同姓のイトコ同志の結婚は忌避）や均分相続慣行など、「クルム・バーン」は各種の生活上の諸機能を果し社会的規範・慣行を打ち出した。

「バーン」の特徴は以上のように考えられるが、ただしそまだ推測の域を出るものではないことを再度おことわりしておきたい。

さて、ランレームの村落を構成した二つの草分けの「バーン」は、ラン^{レー}ム（ヤシ・シュロ科の植物）が列状に生茂げる「ラーン・レーム」（以下、村名の「ランレーム」と区別して、このムラを「バーン・カオ（草分けの地）」と呼ぶ）の土地に運河をはさんで集住し、周辺の土地を共同占取した。各「バーン」は、能力と必要に応じて「バーン・カオ」周辺の無主地を占有・開墾し、そして所有した。入植当時、無主地はあり余っており、各「バーン」の自由な所有を可能にした。各「バーン」が所有した土地は平均50ライ前後の地積のかたまりをなしていたといわれる。これらの「バーン」のほか、少し遅れて1910年前後に移住してきたもう一つの集団があった。それは、中国人系の住民からなる集団であり、彼らは外国人として「自己疎外」した側面もあったが、草分けの「クルム・バーン」によって「ライ・ジェック」地区に「封鎖」され、「他所者」的取扱いをうけた。彼らは、耕地の所有からも締め出され、「宅地および庭畠地」の占有に制限された（外国人の土地所有が法的には認められなかったことも一因）。また、1930年代以降に新たに入植してきた人達も、草分けの「クルム・バーン」によって排他的に独占されていた「バーン・カオ」に入植しえず、運河から遠く離れた土地「バーン・マイ（新開地）」に定住せざるをえなかった。彼らの目の前には、もはや占有・開墾しうる土地の余裕がなく、宅地や庭畠地のほかは水利条件の悪い畠地のみであった。彼らが、のちに（1970年代後半）危険を冒して商品畠作（トマトの契約栽培など）の導入にむかったのも、歴史的に制約された、かかる耕地条件のゆえであった。したがって、彼らは結局、土地なし住民として、あるいは日雇・雑業層として歴史的に形成され、区内に滞留することになったのである。

ところで、開発当初はあり余っていた無主地も1930年代には減少しはじめ、50年代までには開墾されつくされて完全に枯渇した。他方、各世帯の世代をこえた分裂=派生も、村外への分岐=派出の余地が狭まるにつれ、ムラ内分出という形態をとり、こうしてムラ内における土地と人口の比率が完全に逆転した。一方における無主地の枯渇と、他方における各世帯のムラ内分出=土地分割（均分相続）は、必然的に草分けの「クルム・バーン」を構成する上層の各世帯にも耕作規模の縮小・零細化——各世帯間に耕地の不均等

をともないつつ——もたらした。

かくして、ランレームの住民は、この行政区の歴史的形成過程のなかで、居住するムラと從事する生産活動を異にするところの、三つの大きな集団ないし集合として形成され、そしてそれは三つの異なる階層を構成することになった。すなわち、「バーン・カオ」に居住し稻作に從事する草分けの農民家族、「ライ・ジェック」に「封鎖」され養豚を主職とする中国系住民、「バーン・マイ」で零細な畠作と日雇収入で生計を維持する半プロ的住民の三つのグループであり、同時にこれは三つの社会階層でもあった。このような歴史的特質をもつ村落構造が、1970年代以降に進展する「緑の革命」と農民層分解の出発点をなし、70年代の分解過程を規定することになったのである。

補注。水野浩一「屋敷地共住集団」論の検討

われわれがここで提示した「バーン」概念は、共同体論的視角からする一つの具体化の試みであり、タイ農村をとくに発生史的に捉えるうえで有効な分析枠だと考える。「バーン」の結合原理、構成、機能については本文中にふれたとおりである。ただ、この「バーン」の原型をあえて表象に浮べるとするなら、それは「屋敷地共住集団」だといってよいだろう。この「屋敷地共住集団」という概念は、もともと水野浩一氏によって創案されたものである（水野『タイ農村の社会組織』、創文社、1981年）。ただし、われわれの用語法は、水野氏のそれを一面では継承するものだとはい、内容的にはかなり異なったものになっている。それゆえ、「バーン」概念を研究史的に位置づけ、水野理論との異同を明らかにしておくことが必要である。その意味で、以下、水野氏の「屋敷地共住集団」論を検討することにしたい。ただ、紙数の関係で論点の提示のみにとどめ、詳しくは別の機会に展開することにしたい。

さて、水野氏は、周知のように「屋敷地共住集団」論を手掛りとして「まとまり」のある村落社会の解明にむかわれたわけだが、この「屋敷地共住集団」は、氏によると家族周期の第三段階において現われるという。すなわち、この段階は「世帯主が成長した娘を順次結婚させ、同居期間を経て、これら娘夫婦をつぎつぎに放出する過程である。世帯主自身は『共同耕作の経営主』となり、娘夫婦の家族は『農地を所有しない耕作者』となる。……この段階は共同耕作によって結ばれた屋敷地共住結合が形成され、しだいにその規模を大きくする過程にはかならない」（前掲書、196ページ）。つまり「屋敷地共住集団はタイ的家族の一特殊形態であって、家庭的生活集団(domestic group)の次元で親を中心として子供夫婦の世帯家族が結合し、組織され、持続する。歴史的現象としては幾世代にもわたって存続しうるけれども、個々の屋敷地共住集団の持続期間は短く……家族周期の一つの位相(phase)として現われるにすぎな

い』(同上, 123~4ページ)

水野氏はこのように「屋敷地共住集団」を理解されるわけだが、そこにはいくつかの問題点が内在している。すなわち、①氏は、農地の共同耕作という契機に力点をおき、婚後居住制や隣接居住慣行の要因を軽視されたため、屋敷地共住という契機を基礎とする各種の生活上の連関と機能を看過されることになった。また②その集団を共同耕作という契機によって結ばれた親子関係に限定し、家族的範囲をこえる親族体系のなかに位置づけることに成功されなかった。③その集団を家族周期の一局面に限定し、経過的集団としてのみ捉えられたため、村落の構造的要因としての把握に弱さがみられた。それゆえ、④社会構造を説明する場合、氏は、家族周期と階層とが密接に相関し「屋敷地共住集団」はその周期の重要な位相をなす、といった論理で説明せざるをえなかった。しかし、そこには、家族周期と階層との混同、ないしは階層そのものについての無理解がみられた。以上のすべての結果として、水野氏の「屋敷地共住集団」は村落の全体構造を説明する構造原理とはなりえていないのではないか、といわざるをえない。

ところで、水野氏は、1970年代に入ると、従来の「地位・役割体系としての社会構造の分析」法（社会集団論的アプローチ）から「現実の行動に注目し対人間関係や文化と人格にも関心を抱く分析法」（文化様式論的アプローチ）へと視角を転換されることになった（同上、20ページ、102ページ）。この「文化様式」の解明という視点から、水野氏は、タイ的家族の観念と論理を明らかにしようとされたのである。すなわち、①水野氏は、「タイ人にとって家族は個人を超越した集団としてではなく、現に生存する親子、夫婦、兄弟姉妹などの『二人関係』の累積体として認識されているにすぎない」（同上、110ページ）と断定し、タイ的家族の観念を「自己の親族核を中心にして、その周囲に四つの親族核をもつ」ところの、「深度の浅い、親族核の『放射状的拡大』（radial extension）として把握しうる」（同上、108ページ）とされた。こうした家族の観念は、世帯家族、「屋敷地共住集団」、「時折集まる集団」の三つの具体的な家族集団として現われるという。そして、これらの内部では「損得相互依存の感覚、相互に相手を思う気持を価値ありとする『間柄の論理』、および仏教的心像がかもしれない価値観」（同上、110ページ）が支配しているとされた。また、②タイ人の「原組織」では、「各員は自分を中心にして二人関係の網の目を放射状に持っており、こうした網の目の連鎖的・集合的累積体が組織を構成している」が、「そうはいっても中核になるような有力者が存在し、これが組織の結節点になっている。……かれは人柄と富のゆえに他の者から多大の尊敬を受けており、その威信にもとづいて自己の社会的勢力を他の構成員におよぼす」（同上208~9ページ）。それゆえ、こうした「取巻き連（entourage system）」的な組織を「親元組織」と呼んではどうかと提案される。

水野氏の、こうした文化様式論的観点からする説明に対して、少なくとも次の三点を疑問点として提出しておきたい。①「屋敷地共住集団」という概念は、もともと社会集団論的アプローチによって設定されたものであり、文化様式論的アプローチによって概念を再構成する作業には最初から無理があったのではないかということである。つまり、この集団は、(イ)「親族核の放射状的拡大」にある親族関係によって構成され

ているのではなく、親と娘夫婦との結合であり、(口)しかもその結合原理は「間柄の論理」ではなく、もっと具体的に共同耕作農地と相続権であったはずである。②威信の原理によって秩序づけられる「親元組織」は文化様式のレベルというよりも、もっと具体的なレベルの概念と思われるが、しかし結局、個人の行為のレベルでの概念化であるために、村落構造や階層構成の社会的特質の解明にまで至っていない。その結果、③「村とは親戚・縁故を基体とする二人関係が生み出す情緒的な紐帶と連帯感の集合体」(同上、204ページ)という平板な関係になり、農業生産とその担い手をめぐる様々な分化・対立の状況については認識されないことになる。村落を「二人関係の累積体」として捉える没階級的な視点に最大のネックがあることは明らかである。もっとも水野氏も、「家族の周期をもとに階層的に構造化される傾向にあり、さらにその階層的序列は親族関係、年齢や世代の秩序とも重なり合っている」(同上、198ページ)と社会階層を問題にされてはいる。しかし、ここには家族周期と階層との混同がみられ、階級的視点の欠落が明らかになるばかりである。

以上、タイ研究の先達に対して非礼をかえりみず問題点を提起したが、これも「水野パラダイム」に対するわれわれの格闘のゆえであって、ご寛恕をお願いしたい。ところで現在、水野理論の批判的継承をめぐって、全く対照的な方向で理論的模索が行なわれている。たとえば、口羽益生・前田成文の両氏は、「タイ社会あるいはマレー社会の理解は、屋敷地共住集団から説明するのではなく、家族圏からアプローチしていく方が、問題の本質により近似していくのではないかと、水野の学的遍歴はわれわれに訴えている」(口羽・前田「屋敷地共住集団と家族圏」、『東南アジア研究』18巻2号、1980年9月、204ページ)といい、坪内良博氏も「屋敷地共住集団」を「発想の根源とするとの意味は小さい」(坪内「タイ農村研究への視角」、同上、181ページ)、とされる。これら三氏が、「屋敷地共住集団」にかわって提唱する「家族圏」とは、「二者関係の累積態」としての「いわば間柄の論理によって概念化された家族なのである」(口羽・前田、前掲論文、203ページ)。それは、水野理論にみられる「集団性のバイアス」(坪内)への批判を内蔵したところの「文化カテゴリーのレベル」(口羽・前田)の概念である。このように、水野氏の文化様式論的アプローチを継承する見地に対して、北原淳氏は、それとまさに反対に『文化様式』という文化の論理の解明は……緻密な社会構造の経験的解明が行なわれた場合に、はじめて正確さをますのではないだろうか」(北原「タイ農村の社会構造をめぐって」、『アジア経済』第22巻第10号、1981年10月、100ページ)といい、社会集団論的アプローチにもとづく「屋敷地共住集団」概念を出自・居住・相続の相関関係のなかで深化することを提案されている。「バーン」概念も、こうしたアプローチの延長線上で設定されたものにほかならない。ともあれ、水野理論の批判的継承をめぐって、「家族圏」と「バーン」という、視角と論理次元を異にする二つの概念が提起されているわけである。

ところで、われわれは、タイ農村を発生史的に理解するうえで「バーン」概念は有効性をもつと考えるが、現段階の変貌しつつあるタイ農業を分析するには決して十分な分析装置ではないことを強調しておきたい。とくに、「緑の革命」によって農業生産とその担い手に複雑な分化と対立が生じている場合、その分析は農民層分解論を中心

に据えて行なわれるべきであり、この点が水野理論を発展的に継承していくうえでの基本線であると考える。共同体論的視角よりする「バーン」概念はこの分解論に包摂されてのみ意味をもつものにすぎない。

II. 農地移動の動態と性格

早生新品種の採用を契機とする、耕耘過程の機械化と労働集約的な肥培管理体系の展開とは、ランレームの稻作生産力に飛躍的かつ先駆的な増進をもたらしたが、この生産力的発展を担ったのが、30ライ以上層を中核とし20ライ層までを部分的に含むところの、中上層農であった。本章では、かかる生産力トレーガー層とでもいるべき中上層農が、自らの生産力展開にもとづいて、無主地の枯渇と農家のムラ内分出によって固定化・細分化された土地所有の現状をどのように再編し切り開こうとしているのか、その再編の形態と特質を検出しようとするものである。以下、中上層農の動きを中心に、自作地移動と小作地移動の両面をみていくことにしよう。

1. 農地売買の動向

ランレームにおける1970年代の農地売買の動向について整理したものが、第3表である。この表では、1970年代をひとまず三つの時期に区分している。すなわち、第1期（1970～73年）はK.Kh型新品種が導入され雨季作から乾季作への作期の転換がすんだ時期、第2期（1974～77年）は土地基盤が拡充・整備され「緑の革命」がいよいよ本格化した時期、第3期（1978～80年）は商人による土地投機が増加し地価形成に影響を与え始めた時期、の三期である。以下、この総括表を中心に当面する問題を分析していくことにする。

まず、全体的な傾向からおさえていこう。①「売」は第1期から第2期にかけて14ライから76ライへと急増したが第3期に入って急減し、この時期に

はわずか3.5ライに低迷した。これに対して、「買」は第1期の55ライから第3期の118ライへと年とともに激増してきている点が注目される。ただし、②1件当たり売買面積は、「売」で平均6.7ライ、「買」で平均6.3ライであり、取引き農地の面積は必ずしも大きいものとはいえない。とはいえ、③1970年代に村民が購入した農地の総面積は245.0ライであり、これはランレームの所有農地1,306.2ライ（1980年現在）の18.8%をも占める大きさである。なお、④村民の売却農地は93.5ライにすぎないから、差引き151.5ライは結局村外から供給されることになる。これらの数字は、70年代に入って農地移動が恒常的・大量的性格をもつようになり、農業経営の蓄積条件を規定する要因として登場してきたことを物語っている。

次に、こうした農地移動の動態を階層別に整理してみれば、以下のようになるだろう。すなわち、①「売」の中心階層は非農と20ライ以下層であり、両階層は「売」を第2期に集中しながらこの間（1970～80年）それぞれ47.5ライと40ライ、あわせて87.5ライを供給している。それは、この行政区より売却された農地総面積93.5ライのうち93.6%を占める。ただし、この二つの階層は、この間農地の購入も若干行なっており、一方的な土地放出傾向は認められがたい。したがって、20ライ以下層にあっては経営規模の縮小は相対的なものにとどまり、離農に直結するケースは偶然的・散発的な事象にすぎないといえよう。とはいえ、この層が自作地の拡大による上昇の途を断たれていることは確かである。②「買」の中心階層は1970年代後半より年々上昇していき、20ライ以上層（第2期）から30ライ以上層（第3期）へと確実にせり上がっている（第2期の10～20ライ層は25.25ライ購入しているが、同時に26ライ売却しており、それゆえ「買」の中心階層に含めることはできない）。こうした動向は、1973、74年頃より本格化した「緑の革命」のなかで農家の生産力条件に格差が生じ、それに規制されて自作地拡大の蓄積条件をもちうる階層が年々上昇し、最近では30ライ層以上に限定されつつあることを示している。なお、「買」の中心階層にはもう一つ、第3期の例外的世帯（家屋番号60/1）がみられるが、この資本家的世帯は大型トラクター3台によるサトウキビ畑の耕耘過程の請負い（主としてカンチャナブリー県）を蓄積基盤としつつ、

第3表 農地売買の年次別動向 1970-80年 (単位:ライ)

	世帯区分	売却(1)		購入(2)			差引(2)-(1)(3)			
		1970~73年	1974~77年	1978~80年	1970~73年	1974~77年	1978~80年	1970~73年	1974~77年	1978~80年
移動面積(ライ)	非農例外世帯	7 0	*39 0	1.5 0	*42.5 0	0.5 0	18 36	35.5 -	△38.5 -	16.5 36
	農家									
	0.1~4.9ライ	0	6	0	1.5	2.75	0.5	1.5	△3.25	0.5
	5~9.9ライ	0	3	0	0	6	5	-	3	5
	10~19.9ライ	5	*26	0	0	*25.25	0	△5	△0.75	-
	20~29.9ライ	0	2	0	0.5	19	0	0.5	17	-
	30~44.9ライ	2	0	2	3.25	18.25	19	1.25	18.25	17
	45~59.9ライ	0	0	0	0	0	18.25	-	-	18.25
	60~79.9ライ	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	80ライ以上	0	0	0	7.5	0	21.25	7.5	-	21.25
	計	14	76	3.5	55.25	71.75	118.0	41.25	△4.25	114.5
移動件数	非農例外世帯	1 0	3 0	1 0	4 0	1 0	3 3	3 -	△2 -	2 3
	農家									
	0.1~4.9ライ	0	1	0	1	2	1	1	1	1
	5~9.9ライ	0	1	0	0	2	1	-	1	1
	10~19.9ライ	1	3	0	0	4	0	△1	1	-
	20~29.9ライ	0	1	0	1	2	0	1	1	-
	30~44.9ライ	1	0	1	2	3	4	1	3	3
	45~59.9ライ	0	0	0	0	0	2	-	-	2
	60~79.9ライ	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	80ライ以上	0	0	0	1	0	2	1	-	2
	計	3	9	2	9	14	16	6	5	14
一当面積(ライ)	非農例外世帯	7 -	13 -	1.5 -	10.6 -	0.5 -	6 12			
	農家									
	0.1~4.9ライ	-	6	-	1.5	1.6	0.5			
	5~9.9ライ	-	3	-	-	3	5			
	10~19.9ライ	5	8.7	-	-	6.3	-			
	20~29.9ライ	-	2	-	0.5	9.5	-			
	30~44.9ライ	2	-	2	1.6	6.1	4.8			
	45~59.9ライ	-	-	-	-	-	9.1			
	60~79.9ライ	-	-	-	-	-	-			
	80ライ以上	-	-	-	7.5	-	10.6			

〔備考〕

- 1)非農層の、1974~77年の「売却」39ライと1970~73年の「購入」42.5ライは、No. 51(家屋番号)の特殊的な売買に影響されて、大きく現われている。No.51は、1970年に25ライ購入し、75年に25ライ売却している。
- 10~20ライ層の、74~77年の「売却」26ライと74~77年の「購入」25.25ライも同様に、No.37/8の個別的な売買事例に強く影響されている。No.37/8は、1975年に、12ライを購入したが、同年すぐそれを売却している。

- 2)主要な土地購入者の購入面積(購入年次)は次のとおりである。

30~45ライ層

No.8 8ライ(77年) + 5ライ(79年)

No.31/2 8.75ライ(77年) + 5ライ(79年) + 5ライ(80年)

45~60ライ層

No.23 7.5ライ(78年) + 10.7ライ(79年)

80ライ層以上

No.10 7.5ライ(73年) + 7.75ライ(78年) + 13.5ライ(78年)

例外世帯

No.60/1 3.5ライ(80年) + 10ライ(80年) + 22.5ライ(80年)

以上の結果によれば、農地の購入は、30ライ以上層の農家で多く行われる傾向がある。

中上層の農家は、農地の購入によって、自作地の面積を増加させ、その結果、農地の耕地面積が増加する。これは、農地の購入が、農地の耕地面積の拡大による資産保有的な意味でその剩余を農地の購入にむけている。

以上のように、自作地取得農家は30ライ以上層に限定される傾向を示しているが、この傾向をさらに個別経営ごとに点検すると、自作地移動が特定農家に集中しつつあることが判明する。すなわち、その特定農家とは、30~45ライ層の家屋番号8番農家と31/2番農家、45~60ライ層の23番農家、80ライ以上層の10番農家、の4戸であり、これに例外世帯1戸がつけ加わる。これら5世帯は、とくに第3期に入るといっそう意欲的に土地拡大をすすめ、ついに彼らの70年代の集積面積(114.7ライ)はランレームの「買」総面積245ライ(1970~80年)の46.8%を占めるにいたったのである。こうして、村外からの土地放出に依存しつつ、30ライ以上層における小規模地積の集積、なかんずく一部上層農家と例外世帯への土地集中化傾向が特徴的に進行している。

ところで、こうした農地移動とともに、商人による土地投機現象が1970年代後半より目立って増加しはじめ、それまでの農村内における農地関係（売買、貸借など）にさまざまな影響を与えることになった。たとえば、農民よりの聞き取り調査によると、バンコクの商人を中心に、バーン・プラなど近隣の町の華僑を數名含む10名内外の村外の人間が、税金対策上、銀行に預金しておくよりも土地投資の方が有利だという判断から、100～400ライの土地を買いしめているという。彼らの買占めた土地は、だいたいランレームからワットラムットに至る地域に散在し、周辺の農民に小作されているのが観察される。こうした彼らの資産保有的な土地購入は、当然この周辺の農地の地価形成に重要な影響を与え、その結果70年代前半にはライ当たり3,000バーツ前後だった地価が最近では5,000～15,000バーツにも高騰してきている。ただし、バンコクの商人によるランレーム周辺の「農地市場」への参入の実態については正確に把握することが困難である。

さて、以上述べてきたことにより、1970年代の自作地移動の特徴について、次のように整理することができる。

第一に、土地基盤整備の進行と K.Kh^{ヨー・コー}型新品種の普及、それに伴う稻作生産力の経営規模別序列にそった展開、を背景として、自作地の移動も、非農・20ライ以下層における土地放出と30ライ以上層における土地集積という、いわゆる「両極」化傾向にあることが看取される。しかも、土地購入の最下限層が、第2期（1974～77年）から第3期（1978～80年）にかけて、20～30ライ層から30～45ライ層へと上昇し、さらに少数の特定農家への土地集中が進行しつつあることが特徴である。そしてその対極に、農業剩余を生み出しえなくなった20ライ以下層の稻作中農化への展望の喪失と、20～30ライ層の自作地購入による土地拡大の途の挫折、という事態が進行している。

しかし、第二に、非農・20ライ以下層の土地放出も一方的・継続的に発生するのではなく、散発的・偶發的な水準にとどまっている。そして、第三に、上層農の土地集積力は、商人による土地市場への参入とそれによる農業採算的地価形成メカニズムの攪乱によって、限界づけられることも予想される。これについてはIIIで検討されるだろう。

タイにおける稲作中上層農と農地移動

われわれは、上来、「緑の革命」のもとで生産力トレーガー層たる30ライ以上上層が従来の土地所有のあり方をどのように再編しつつあるかという点を中心に、自作地移動の階層別動向について考察してきた。しかし、これだけではランレームの自作地移動の特質を解明しつくしたことにはならない。われわれは、さらに分析をすすめて、生産力トレーガー層による土地集積の性格、あるいは「農地市場」の性格の問題について考察を試みなければならない。

第4表は、農地の売買先別実態について表示したものである。これによると、①「売却先」については、非農の場合、「親族」の比重が小さいが、農・非農の全体では「親族」と「知人・友人」の比重が圧倒的である。②「購入先」については、農・非農をとわず、全体として「親族」および「知人・友人」の比率が高く、いわゆる身近かな「顔見知り」の間柄で取引きされてい

第4表 農地の売買先別動向 1970-80年

(単位:ライ)

世帯区分	売 却 先					購 入 先				
	計	親族	知人 友人	地主 商人	その他 不明	計	親族	知人 友人	地主 商人	その他 不明
非農	47.5 (100.0%)	1.5 (3.2%)	25.0 (52.6%)	9.0 (18.9%)	12.0 (25.3%)	61.0 (100.0%)	35.5 (58.2%)	25.5 (41.8%)	0	0
例外世帯	0	-	-	-	-	36.0	0	0	36.0	0
農家	46.0 (100.0%)	27.0 (58.7%)	19.0 (41.3%)	0	0	148.0 (100.0%)	88.25 (59.6%)	40.25 (27.2%)	18.25 (12.3%)	1.25 (0.8%)
0.1~4.9ライ	6.0	6.0	0	0	0	4.75	3.25	1.5	0	0
5~9.9ライ	3.0	3.0	0	0	0	11.0	11.0	0	0	0
10~19.9ライ	31.0	14.0	17.0	0	0	25.25	14.0	10.0	0	1.25
20~29.9ライ	2.0	2.0	0	0	0	19.5	19.0	0.5	0	0
30~44.9ライ	4.0	2.0	2.0	0	0	40.5	33.5	7.0	0	0
45~59.9ライ	0	-	-	-	-	18.25	0	0	18.25	0
60~79.9ライ	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
80ライ以上	0	-	-	-	-	28.75	7.5	21.25	0	0
計	93.5 (100.0%)	28.5 (30.5%)	44.0 (47.1%)	9.0 (9.6%)	12.0 (12.8%)	245.0 (100.0%)	123.75 (50.5%)	65.75 (26.8%)	54.25 (22.1%)	1.25 (0.5%)

〔備考〕1)「知人・友人」の中には、「地主・商人」の場合がありうるし、またその逆の場合もありうる。したがって、厳密には、「親族」と「それ以外」とに区分した方がより正確かもしれない。なお、「親族」には、両親・子供、兄弟から遠方の親族まで、すべて含まれる。

ることがわかる。ただし、③「買」の中心階層である30ライ以上層と例外世帯では、「親族」の範囲をこえて「知人・友人」「地主・商人」にも購入の相手を見出しており、この点、彼らの拡大意欲を示すものとして注目される。しかし、いずれにしてもランレームにおいて土地の売買は、親族関係と地縁的な関係の枠内を中心としてとり行なわれている点が確認される。

ここで土地の売買関係として登場してくる親族関係とはどのような族縁的な関係にあるのだろうか。資料の制約から明確な挙示はできないが、いくつかの事例をあげて垣間見ることにしたい。まず、親子間：①28番農家が妻の母より7ライを7,000バーツで購入（1977年）、②31/2番農家が父より24ライを30,000バーツで購入（年不詳）、③45番農家が娘に6ライを30,000バーツで売却（1977年）、兄弟姉妹間：①33番農家が兄に3ライを4,500バーツで売却（1976年）、②37/8番農家が兄より12ライを25,000バーツで購入（1975年）、③41番世帯が妹より3.5ライを4,000バーツで購入（1978年）、④66/4番農家が兄に2ライを3,000バーツで売却（1972年）、イトコ間：①66/4番農家が妻のイトコより1.5ライを30,000バーツで購入（1974年）、オジ・オイ間：①50番農家がオジより1.25ライを8,800バーツで購入（1970年）、②55/1番世帯がオジより2.25ライを1,000バーツで購入（1970年以前）。

なお、以上の事例に若干の注記をしておけば、第一に、親子間の土地売買において、子供がすでに土地代金を支払っているものの、その土地を所有も利用もせず、未だ両親が管理・耕作している事例が散見される点である。この事例は、親子間の売買という形をとつて現われた「相続」の一変種、あるいは親の「扶養」の一形態として考察されるべきものであり、決して「近代的私的所有」概念で割り切られる事象ではない。また第二に、兄弟姉妹間の土地売買のうち、他出ないし脱農化した兄弟が在村農従の兄弟に、相続した持分を譲渡する事例がかなり多くみうけられる。この場合の売買も単純な経済的関係ではなく、均分相続慣行とそのもとでの土地の再分配の問題として考えなければならない問題である。

以上煩雑な引例を重ねだが、もちろんお事象の一班を示すにすぎない。しかし、これらの事例をつうじて当初の問題たる「農地市場」の性格分析に

ついて一応の手がかりを得ることができる。

すなわち、第一に、「バーン」の慣行としての共同相続＝均分制とそれに密着する「共有」観念が親族間の土地売買の背後にあり、これを規制していることである。タイ的家族の場合、家族の財産である家屋・屋敷地・農地などの相続において、単独相続の慣行はみられず、娘たると次三男たるとを問わず、子供達の間での男女均分制を基本としている（ただし、東北部では娘達の間での均分相続が支配的であるといわれている）。これは、家族の財産が世帯主個人に属せず、家族員全員の共有財産として観念されていることによるものである。この「共有」観念に支えられて、土地はなるべく家族や親族の手に留めておき、細分化や分散を避けようとする意識と傾向が生じることになる。この点、相続地に対する考え方についてのアンケート調査結果（第8表）に明瞭に示されている。それゆえ、もし、何らかの事情で所有地を売らざるをえない場合、その土地を親族の間に留めておこうという意識が働くことになる。第5表は、土地を売る時の第一の相手について調査・集計したものである。これによると、土地を売る第一の相手は「兄弟姉妹のみ」

第5表 土地を売る時の第一の相手

1980年(単位:戸数)

売却相手 世帯区分	兄弟姉妹 のみ	親族のみ	親族が安 ければ他 人に売る	高い値を つけた人 に売る	特になし ・不明
非農	12	7	0	8	16
農家	23	11	3	19	21
0.1～4.9ライ	4	1	1	3	5
5～9.9ライ	4	1	0	1	6
10～19.9ライ	6	6	0	8	5
20～29.9ライ	4	2	0	3	1
30～44.9ライ	4	1	0	4	3
45～59.9ライ	0	0	1	0	1
60～79.9ライ	0	0	1	0	0
80ライ以上	1	0	0	0	0
計	35	18	3	27	37

および「親族のみ」と答えた世帯が農・非農をあわせて53戸、全世帯の44.2%に達している。要するに、土地の売買は、土地に対する家族員全員の「共有」観念に影響されて、親族関係の枠内で行なわれる傾向を強くもっている。これも、「バーン」の規範の投影として理解されるべきであろう。

それゆえ、第二に、「緑の革命」のもとでの上層農のブルジョア的発展は、伝統的な親族関係を動員し利用することによって保証され促進されたのである。したがって自作地移動の「両極」化傾向もかかる親族関係に沿った移動という側面がみられることに止目すべきである。つまり、生産力トレーガー層による土地集積は、まず原初的には親族関係の線に沿って行なわれ、次第に「知人・友人」の地縁的な関係や「地主・商人」にまで蓄積基盤の範囲が及ぶことになる（第4表参照）。また、中上層は経営規模の拡大において、自作地の買入れによるにしろ小作地の借入れによるにしろ、現在彼らが所有（保有）している農地と隣接した土地であることを一つの条件としている。これは作業能率の向上を目指した農地の集団化要求であり、この要求は近い親族よりの農地の買入れ、ないしは借入れによって充たされる場合が多いことに注意しなければならない。というのは、親族関係が近いほど両者の土地が隣接し、団地状態をなしでいるからである。

以上、ランレームにおける自作地移動の階層別動向とその特質について分析した。

2. 農地貸借関係の実態

ランレームにおける農地の貸借関係は、小作地率60.1%，借受者率68.8%という指標が示すとおり、きわめて広範囲に展開し、農業経営に大きな影響を与えていた。1970年代の農地の「買」総面積が245.0ライであったのに対して、借受小作面積（1980年）はその3.6倍の871.6ライに達し、貸借関係による小作地移動がこの行政区の農地移動の主流をなしている。

第6表は、ランレームの農地の貸借関係を階層別に整理したものである。これによると、①「貸出し」の中心階層は、非農と20ライ以下層からなっている。すなわち、非農は、彼らが所有する農地332.5ライのうち、その82.3%にあたる273.5ライを貸出し、20ライ以下層も同様に所有農地415.0ライのうち135.5ライ(32.7%)を貸出している((4)(10欄))。この非農と20ライ以下層が供給する貸出小作地はあわせて409.0ライとなり、これはこの行政区の貸出地全体の90.5%を占めている((4)欄)。②このムラの借受地は総計871.6ライであり、貸出地452.0ライを大きく上回っている((6)欄)。両者の差419.6ライは、〔備考〕の3)に記したように、主として村外所有者よりの借入れからなると推測される。③「借受け」の中心階層は、明らかに20ライ以上層であり、彼らはこの行政区の借受地全体の69.1%にあたる602ライを集積している((5)欄)。また、20ライ以上層では1戸当たり借受地面積が20ライ以上もあり、他の階層と大きな開差をなしている((9)欄)。

ところで、「緑の革命」とそれに伴う生産力格差の展開のなかで、分岐点に立たされた稻作中間層の土地拡大について注目すべきものがある。すなわち、④「借入れ」の中心階層である20ライ以上層のなかで、とくに20~30ライ層において——自営（茶店）兼業の小作農である60~80ライ層の1戸を除外すれば——経営地にしめる小作地の比率が77.5%と最も高いこと((11)欄)，すなわちこの層がもっぱら小作地の借入れに依存して経営地の拡大をはかっていることである。30ライ以上層が自作地の購入による経営拡大の能力をあわせ持っているのに対して、20~30ライ層はすでに自作地拡大の条件を喪失し、小作地の借入れによって「緑の革命」に対応せざるをえないでの

第6表 農地の貸借関係

1979-80耕作年

世帯区分	世帯数 (1)	所有農地 (2)	經營地 (3)	貸出地 (4)	借受地		小作料ナシの借受地 (7)	1戸当たり 借受地率 (5)/(1) (9)	貸出 率 (2)/(10)	小作 地率 (5)/(3) (11)
					(5)-(4) (5)	(6)				
非農	42	ライ 332.5	ライ 42.3	ライ 273.5	% 60.5	ライ 29.6	% 3.4	ライ 243.9	ライ 27.3	% 92.2
例外世帯	1	36.0	0	0	0	0.4	0.0	0.4	0.4	100.0
農家	77	937.7	1,408.8	178.5	39.5	841.6	96.6	663.1	106.0	12.6
0.1~4.9ライ	14	61.0	41.0	24.5	5.4	44.5	5.1	20.0	27.5	61.8
5~9.9ライ	12	104.7	82.9	12.0	2.7	34.6	4.0	22.6	19.5	56.4
10~19.9ライ	25	249.3	331.8	99.0	21.9	160.5	18.4	61.5	8.5	5.3
20~29.9ライ	10	154.1	252.1	13.0	2.9	195.5	22.4	182.5	41.5	6.42
30~44.9ライ	12	225.0	424.0	17.0	3.8	245.5	28.2	228.5	0	21.2
45~59.9ライ	2	59.3	111.0	13.0	2.9	65.0	7.5	52.0	0	32.50
60~79.9ライ	1	0	67.0	0	0	67.0	7.7	67.0	9*	13.4
80ライ以上	1	84.3	99.0	0	0	29.0	3.3	29.0	0	0
計	120	1,306.2	1,451.1	452.0	100.0	871.6	100.0	419.6	133.7	15.3
										7.26
										34.6
										60.1

[備考] 1) 非農の經營地は、ほとんど0.3ライ(1戸当り)以下の家庭菜園である。

2) 借受地と貸出地との差((6)欄)に、所有農地をプラスした面積と經營地とが一致しないのは、未利用地が存在するためである。同様の事情により、借受地はすべて經營地とは限らない。

3) 借受地面積が貸出地面積を上回るのは、①他村落住者によるこの村落の農地の所有と貸出、②この村落の農民による他村落の農地の借入れ、等の要因による。また、この村落の貸出地はすべてこの村落の農民に貸出されたものとは限らない。

4) *印の9ライの土地は、質受地である。

ある。

最後にもう一点、⑤「小作料ナシの借受地」が合計で133.7ライ、借受地全体の15.3%を占めている点に注意しておきたい ((7)欄)。しかも小作料なしの小作地を保有・利用しているのは、30ライ以下層と非農だけであり、それは彼らの借受地全体のなかで高い比重をしめている ((8)欄)。この点は、ランレームにおける「地主小作関係」の性格を理解する場合の一つの要点をなすものであるが、ここでは注記のみにとどめ、のちに土地相続の問題との関連で考察することにしたい。

次に、農地の貸借関係を貸借相手先別に整理してみよう。第7表がその整

第7表 小作地移動の賃借先別動向

1979-80耕作年 (単位: ライ)

世帯区分	賃出地 計	賃 貸		出 先		借 入		先	
		親族		借入地 計		親族		人 人	
		うち 子供	うち 兄弟	うち 人 人	その他の 不明	うち 両親	うち 兄弟	知 友	地 主 人
非農業	273.5 (100.0%)	226.0 (82.6%)	61.5 (22.5%)	35.5 (42.6%)	12.0 (4.4%)	29.6 (52.7%)	8.6 (29.1%)	0 (10.1%)	0 (37.2%)
例外世帯	0	-	-	-	-	0.4 (100.0%)	0 (55.3%)	0 (12.1%)	0 (28.1%)
農家	178.5 (100.0%)	129.5 (72.5%)	60.0 (33.6%)	13.5 (7.6%)	35.0 (19.6%)	14.0 (7.8%)	841.6 (100.0%)	465.0 (94.4%)	102.0 (39.3%)
0.1~4.9ライ	24.5 (71.4%)	17.5 (0%)	0 (0%)	1.5 (0%)	0 (28.6%)	7.0 (100.0%)	44.5 (94.4%)	42.0 (39.3%)	17.5 (15.7%)
5~9ライ	12.0 (100.0%)	12.0 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (100.0%)	34.6 (82.4%)	28.5 (53.5%)	6.0 (17.3%)
10~19.9ライ	64.0 (64.6%)	43.0 (43.4%)	0 (0%)	35.0 (35.4%)	0 (100.0%)	160.5 (100.0%)	75.5 (47.0%)	75.5 (17.5%)	3.0 (1.9%)
20~29.9ライ	13.0 (100.0%)	6.0 (46.2%)	0 (0%)	0 (0%)	7.0 (53.8%)	195.5 (100.0%)	170.0 (87.0%)	63.0 (32.2%)	33.0 (16.9%)
30~44.9ライ	17.0 (100.0%)	17.0 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	245.5 (100.0%)	92.0 (37.5%)	0 (21.6%)	53.0 (58.5%)
45~59.9ライ	13.0 (100.0%)	13.0 (100.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	65.0 (100.0%)	28.0 (43.1%)	0 (37.0%)	143.5 (10.0%)
60~79.9ライ	0 (0%)	- (0%)	- (0%)	- (0%)	- (0%)	67.0 (100.0%)	0 (100.0%)	- (-)	0 (58.0%)
80ライ以上	0 (0%)	- (0%)	- (0%)	- (0%)	- (0%)	29.0 (100.0%)	29.0 (100.0%)	0 (0%)	0 (9.0%)
合計	452.0 (100.0%)	355.5 (78.7%)	121.5 (26.9%)	130.0 (28.8%)	70.5 (15.6%)	26.0 (5.8%)	871.6 (100.0%)	480.6 (55.1%)	119.6 (13.7%)
								102.0 (11.7%)	239.1 (27.4%)
								118.0 (27.4%)	33.9 (13.5%)
									33.9 (3.9%)

理結果である。これによると、①貸出し先は、農・非農をとわず、圧倒的部
分が「親族」であり、親族以外への貸出しが少ないのが特徴である。ただし、
貸出し先が同じ親族であっても、農家の場合「両親→子供」間の貸出しが多
く、逆に非農の場合は「兄弟姉妹」間の貸出しが相対的に多いという結果を
示している。②次に借り入れ先をみると、30ライ以下層は圧倒的に「親族」か
ら、なかでも「両親」から借り入れているケースが多い。これに対して、30ラ
イ以上層は、「知人・友人」「地主・商人」など、親族関係の枠外にも借り入れ機
会を広げている。

以上、われわれは、ランレームにおける農地の貸借関係が、村外からの大
量の借り入れに依存しつつ、非農・20ライ以下層における貸出しと、20ライ以
上層における広範な借受けという関係をとり結んでいること、また中層農=20~30ラ
イ層において經營地にしめる小作地の比率が最も高いこと、を確認
した。それと同時に、小作地の貸借が主として親族関係の線に沿って移動し
ていることもあわせて指摘した。この後者の論点は、たんに貸借の相手の問
題にとどまらず、ランレームにおける土地所有と相続の特質、およびそれ
により規制されて発生する「地主小作関係」の特質の問題と深くかかわるもの
である。この点、節を改めて考察することにしたい。

3. 均分相続慣行と「地主小作関係」

ランレームにおける農地移動の特徴は、貸借によるにしろ、また売買によ
るにしろ、主流的には親族関係の紐帯に沿って展開していることであった。
こうした傾向は、伝統的な「バーン」の規範や慣行、なかでも家族財産に対
する「共有」観念や均分相続慣行と対応し結びついて発生したものである。
そこで、まずこの行政区の相続慣行の実態の解明から始めよう¹⁾。

相続 (inheritance) は、一般に財産の移転と地位・身分の移転とに区分さ
れ、前者は「相続 (heritage)」、後者は「継承 (succession)」と呼ばれるこ
とが多い。この用語法に従えば、ランレームの相続はいわゆる「末子継承」と
均分相続とを特徴としている。ただし、タイ的家族では嫡系と傍系の区別が

ないことから明らかなように、相続人の続柄が社会的に規範化されておらず、それゆえ必ずしも末子にこだわらない。したがって長子でもよいし、中の子でもよい。また男女いずれでもよい。ただ、長子から順に分立していくのが普通だから、親元に残留した末子、なかんずく末娘が継承人となることが多い。この継承人は、家督の継承というよりも、たんなる世帯の継承という性格をもち、その継承の中味も①親の老後扶養と②親の家屋敷の継承、そして③親の養老地の相続、というものにすぎない。継承の側面については以上にとどめ、次に財産相続の側面をみることにする。

第8表は、相続地に対する村民の考え方を示すアンケート調査の結果である。これによると、村民の70%は「親から受継いだ相続地は子供に譲る」と答え、その理由として「先祖の財産を守るのは子孫の義務」であり、また「子供の世話をするのは親の義務」であると回答している。この回答は、従来から通説とされていたタイ農民の土地観念とは大きく異なっており、注目されるところである。次に、子供に土地を相続させる場合、どのような方法で譲渡するのか、その回答を整理したものが第9表である。この調査によると、「均分相続」を予定している世帯が非農（相続問題が目前にある「隠居」世帯を多く含む）では43戸中18戸、農家では土地保有規模の大小にかかわらず77戸中47戸、両者あわせて65戸に及んでいる。「非該当」や「不均等配分」と

1) タイ各地の均分相続慣行については次のものを参照されたい。中部：L. Sharp and L. M. Hanks, *Bang Chang, Social History of a Rural Community in Thailand* (Cornell Univ. Press, 1978) pp. 48~49, H. K. Kaufman, *Bangkhud, A Community Study in Thailand* (J. J. Augustin, N. Y., 1960) pp. 20, Jacques Amyot, *Village Ayutthaya, Social and Economic Condition of a Rural Population in Central Thailand* (Chulalongkorn Univ., Social Science Research Institute, 1976) pp. 98~100. 北部：J. M. Potter, *Thai Peasant Social Structure* (Chicago Univ. Press, 1976) pp. 127~128. 東北部；水野浩一、前掲書。

また、比較史的観点より日本と中国の均分相続制について次のものを参考にした。大竹秀男『封建社会の農民家族』(創文社, 1962年) 大石慎三郎『近世村落の構造と家制度(増補版)』(御茶の水書房, 1976年) 牧野巽『中国家族研究』著作集第1巻(御茶の水書房, 1979年) 内藤莞爾『末子相続の研究』(弘文堂, 1973年) とくに内藤氏の研究から多くの教示をうけた。

第8表 相続地に対する考え方

(単位: 戸数)

世帯区分	相続地に対する考え方					子供に相続させる理由			
	特不 に明 な し ・	親 つに かた 讓 らの る も で ら 子	価 格ば が売 上 る が	農 業が 売 る の な る 見 け 通 れ	そ の 他	先 を子 祖 守の のる 義 財 の 務 産 が	子 けさ にれ れ ばる ら影 な口	子 すの のる 義 世 の務 話 が を親	そ の 他
非農	11	26	1	0	5	16	1	6	3
農家	11	59	4	0	3	30	2	27	2
(0.1 ~ 4.9 ライ	3	8	2	0	1	7	0	1	0
5 ~ 9.9 ライ	2	9	0	0	1	4	0	5	0
10 ~ 19.9 ライ	4	21	0	0	0	11	0	9	1
20 ~ 29.9 ライ	0	9	1	0	0	4	1	5	0
30 ~ 44.9 ライ	1	10	0	0	1	4	1	6	0
45 ~ 59.9 ライ	0	1	1	0	0	0	0	1	0
60 ~ 79.9 ライ	1	0	0	0	0	0	0	0	0
80 ライ以上	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	22	85	5	0	8	46	3	33	5

答えた世帯も含め、村民の圧倒的多数はあるべき相続の形態としては均分相続であると考えている。このように、ランレームでは、土地を子供に男女の性別と長幼をとわず均分に分割して相続させるという、共同相続にもとづく均分制が依然として根強く存続している。

こうした村民の「バーン」的慣行ともなっている共同相続=均分制は、第一に、家族財産に対する「共有」観念と結びついている。すなわち、動産も含め家屋・屋敷地・農地などの家族財産は、世帯主個人に属せず、またかつての日本の「家」制度のように「家」全体の所有物でもない。それは、家族員全員の共有財産であり、その共有というところにおいて男女の差別も出生順序による区別も基本的には存在しない。ただし、父親は相続にいたるまでの間、世帯主として家族財産を管理し、家族労働力の指揮権をもってそれを運営する。この家族全員の「共有」観念は、相続において均分分割という実体をともなって顕現する。なお、親の生前譲渡ないし「分与」の場合、親がその持分を老後のために留保し、その他が他出した子も含め子供達全員に原則として均等分割される。

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第9表 子供への相続の方法（意識調査）

1980年 (単位: 戸数)

世帯区分	不均分	子供等全員に相続	全員に二名ではなく相続	非該当	不均等相続の場合の基準						1~2名相続の場合の基準						
					息子と娘の間に			年長と年少の間に			不	最年少の息子	最年少の娘	最年長の息子	最年長の娘	その他	
					不	娘かにたよる	息かたよる	不	年か少者による	年か長たよる							
非農家	4 2	18 47	5 5	3 10	13 13	2 2	1 2	2 1	2 2	3 3	0 0	0 0	0 0	2 1	0 1	0 1	0 0
0.1~4.9ライ	0	9	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
5~9.9ライ	0	9	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
10~19.9ライ	2	17	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
20~29.9ライ	0	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30~44.9ライ	0	4	4	4	0	2	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	4
45~59.9ライ	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
60~79.9ライ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80ライ以上	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	65	10	13	26	4	3	3	4	6	0	0	3	1	0	0	9

〔備考〕

- 1) 「非該当」が全部で26戸あるが、これは、「子供が小さいのでまだ相続については考えていない」「土地がないので相続は問題にもならない」等の事由で、回答を留保したもの。

第二は、均分相続制とタイ的家族の特質との相互関連性の問題である。タイ的家族の特質を日本の「家」の内部構造との対比において検討してみよう。日本の「家」においては、家成員が「家」の系譜的連続を担う嫡系成員と非嫡系成員とに区別され、両者の間にいわば血縁関係とは異質の社会関係として上下的・主従的な身分関係がとり結ばれることになる。家父長は、非嫡系員の分家にあたって、「家」全体の所有物である家産のごく一部を分与してその独立を庇護するが、分家した非嫡系員との間に本末関係という系譜関係に連繫された上下的な身分関係が外延的に拡大されることになる²⁾。これに対

2) 有賀喜左衛門「同族と親族」著作集第X卷（未来社，1971年），喜多野清一『家と同族の基礎理論』（未来社，1976年）などを参照。両氏の間には、家と同族をめぐって周知の論争があり、理論構成において大きく対立している。しかし、われわれのような国際比較の面からすると、それほど隔たったものとすることもない。

してタイ的家族の場合、家族員を嫡系と非嫡系に区別し特定の子供に家督と家産を継承させることはないし、また祖先の位牌・墓も存在しないところから祭祀を司る資格の継承性もみられない。したがって、親元に残留した子と他出した兄弟姉妹との間に本末関係という身分的な関係は形成されず、彼らはそれぞれ対等な立場にある。こうした系譜や系統性の観念と同族的な社会組織の不在ないし希薄性は、財産相続における単独相続ならぬ均分相続制と密接に関連し対応しあっているのである。

以上、均分相続制をタイ的家族の特質と「共有」観念との相互関連性において捉えてみたが、次に、その前提条件についてふれておきたい。つまり、この慣行が家族の再生産を規制し媒介する原則として機能するためには、土地があり余っていること、すなわち原家族と派出家族が能力と必要に応じて占有し開墾しえる広大な無主地が存在すること、これが重要な前提条件である。ところがランレームにおいては、入植後50年をへた1930年代にはムラ内分出=土地分割と新参者の入植とによって無主地が枯渇し、各家族の、相続地を基点とした拡大再生産はもとより単純再生産すら困難になってきた。こうした19世紀末以来の耕地形成とその分割=所有の歴史的基盤のうえに、商品生産に基礎を置く不均等発展法則が貫徹するようになり、相続における均分制が慣行として生きつつも事実上困難になってきているのである（第9表の「不均等相続」「特定の子への相続」をみよ）。

ところで、相続（Moradok）の過渡的形態としての「分与（Baeng hai tham）」についてふれておく必要がある。ランレームにおいて土地の相続時期は、結婚のさいと両親の老齢・死亡時との二つの時期に集中して現われるが、結婚時の「相続」では通常、土地の完全な所有権を譲渡することは少ない。親は、所有権を留保したまま子供達に土地を「分与」し、その土地の管理権・利用権のみを譲渡するのであり、この「相続」は厳密な意味での相続（Moradok）と区別されて「分与（Baeng hai tham）」と呼ばれる。換言するなら、「分与」とは相続予定地の管理・利用権の譲渡であり、それは親の老齢化ないし死亡によって完全な相続=所有権に移行する。ただし、ランレームにおいて同じく「分与」といわれながらも、そこにはいくつかの種差が認

められる。引例によってこれをみておこう。

①子供夫婦が夫方および／ないし妻方の親より分与された土地を耕作し、経営と生計の維持に利用しているケース。②分与された土地を子供が第三者（兄弟姉妹の場合も多い）に貸与し、小作料を子供が取得（所有権をもつ親ではなく相続予定権をもつにすぎない子供が取得）しているケース。③親から分与された土地からあがる収穫の一部を「小作料」として子供が親に支払うケース。以上のうち、①のケースは、分与の最も基本的かつ支配的な形態であり、②③はいわば特殊的な形態であるが、しかし調査においてしばしば遭遇する事例である。②のケースの場合、(イ)その分与は相続予定地のたんなる利用権の譲渡だけでなく、いわば小作料取得権とでもいうべき内容をもつ権利の譲渡である。それは、Baeng hai（所有地[権]を分けるの意）に力点をおいたところの、いわば「贈与」に近い権利内容をもつものであるといえよう。とはいって、それはやはり、あくまでも「分与」であって所有権の完全な移転=相続ではないのであるから、親の都合によっては引上げられ処分されることもありうる。(ロ)「地主」ないし貸与者は、所有権を留保している親ではなく分与を受けた子供であり、この子供=貸与者はしばしば在村農従の兄弟姉妹に貸出する。この貸借関係は「緑の革命」のもとでの新たな土地集積の側面を示すものであり、この点は後述することにする。次に、③のケースの場合、(イ)その分与は、Hai tham（耕作をまかせるの意）に力点をおいたところの、耕作権の「貸与」に近い内容をもつものといえよう。ただし、(ロ)この「貸借関係」は親の老齢化や生活条件の厳しい場合に現われ、したがってその「小作料」も「扶養」の性格を強くもち、しかも支払いは必ずしも義務的ではない。

以上、調査村における均分相続慣行の実態について検討した。

われわれは、上来よりの検討をふまえ、いよいよ当初の課題に立ちかえるべき段階に至った。すなわち、ランレームにおいて、農家の借入地841.6ライのうち、「親族」よりの借入地が465ライ（全借入地の55.3%）もあり、しかもそのうち「両親」よりの借入地が111ライ（同13.2%）、「兄弟姉妹」よりのそれが102ライ（同12.1%）もあること、そしてまた「小作料ナシ」の小作

地が133.7ライに達していること——これら親族内での農地貸借の関係をどう分析し理解すべきかという問題がそれである。

第一。すでにしばしば指摘したとおり、土地に対する家族員の「共有」意識=「バーン」的意識と慣行を基礎として、土地の貸借関係が家族や親族内でとり結ばれる傾向が絶えず発生し、これがまた、一般的には小作料の支払いを請求しない「地主小作関係」を生じさせる要因となっている。事実、小作料ナシの小作地を耕作する比率の高い30ライ以下層においては、第7表にみえるとおり、「両親」「兄弟」をはじめとする「親族」よりの借入れ比率が相当に高いことに注目すべきである。要するに、均分相続制に密着する「共有」意識が土地貸借関係を親族関係の線上で形成せしめる要因となっているのである。

第二に、分与のケース③との関連で土地の貸借関係を考察しておきたい。この場合、相続予定地の分与に対して「小作料」=扶養料が支払われるため、親子関係は、統計資料上、相続地の譲渡・譲受の関係として現われるよりも、むしろ土地の貸借関係として現われることになる。換言すれば、親子関係を軸とする血縁的な相互扶助的関係が、地主小作関係という土地の貸借をめぐる経済的関係を潜在させるため、親族内の土地貸借関係として現象することになる。

こうした血縁関係の紐帯に沿った相互扶助的な土地貸借関係は、当然、その関係の対極に範疇としての「寄生地主」ではなく、老齢・労働力不足等を貸出理由とするところの、老人・隠居世帯や脱農世帯を見出すことになる。この点、第10表によってみておこう。これによると、①この行政区の60歳以上の老齢の世帯主23戸中、その約半数が土地貸出者であること、つまり土地貸出者=高齢世帯主であること、②この行政区の全貸出者32戸中、その約60%弱が非農（農業よりの脱落者、引退者）であること、つまり土地貸出者=離農・隠居世帯であること、が明らかである。また、これと関連して、次に第11表を掲げる。このアンケート調査によると、この行政区の全世帯主120人中84人は「老後のための土地を留保」していると答えている。この「老後のための土地」とは、親の生前相続の場合の、親の持分=「養老地」である。

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第10表 土地貸出者（世帯主）の年齢別分布 1979-80年（単位：戸数）

世帯区分	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
非農	0 (4)	2 (7)	4 (12)	5 (7)	3 (5)	4 (6)	18 (41)*
例外世帯		0 (1)					0 (1)
農家	0 (4)	3 (15)	3 (23)	5 (23)	2 (10)	1 (2)	14 (77)
0.1~4.9ライ	0 (2)	0 (5)	2 (3)	1 (3)	0 (1)		3 (14)
5~9.9ライ		1 (1)	0 (5)	0 (3)	0 (2)	0 (1)	1 (12)
10~19.9ライ	0 (1)	1 (6)	1 (6)	1 (8)	2 (4)		5 (25)
20~29.9ライ	0 (1)		0 (5)	2 (4)			2 (10)
30~44.9ライ		0 (2)	0 (3)	1 (3)	0 (3)	1 (1)	2 (12)
45~59.9ライ		1 (1)		0 (1)			1 (2)
60~79.9ライ			0 (1)				0 (1)
80ライ以上				0 (1)			0 (1)
計	0 (8)	5 (22)	7 (36)	10 (30)	5 (15)	5 (8)	32 (119)

〔備考〕1) 下段()内の数字は、この部落の全世帯(120戸)の世帯主の年齢別分布の数字である。(ただし「非農」世帯は全部で42戸であるが、うち1戸の世帯主は年齢不詳のため、41戸のみ表示した)。上段の数字は、土地貸出者の戸数を示す。したがって、たとえば、「 $\frac{14}{77}$ 」とあれば、77世帯のうち14戸が土地貸出者である。

親は、老後の生活維持のためにこの小土地を留保し、これを子供や親族に貸出して「小作料」=生活費を確保している。こうした高齢の両親と子供との間の、土地を媒介とした相互扶助関係が「地主小作関係」という現象形態をとって広く形成されてきているのである。

第三に、当面の問題は分与のケース②との関連で考察されねばならない。すなわち、均分相続制のもとで、兄弟姉妹間に均分分割された土地や親族内

第11表 老後のための土地留保 (単位:戸数)

世帯区分	不明・ 非該当	あり	なし
非農	4	31	8
農家	4	53	20
0.1～4.9ライ	0	7	7
5～9.9ライ	1	9	2
10～19.9ライ	2	19	4
20～29.9ライ	0	6	4
30～44.9ライ	0	9	3
45～59.9ライ	0	2	0
60～79.9ライ	1	0	0
80ライ以上	0	1	0
計	8	84	28

もとでのブルジョア的対応形態として注目されるべきである。

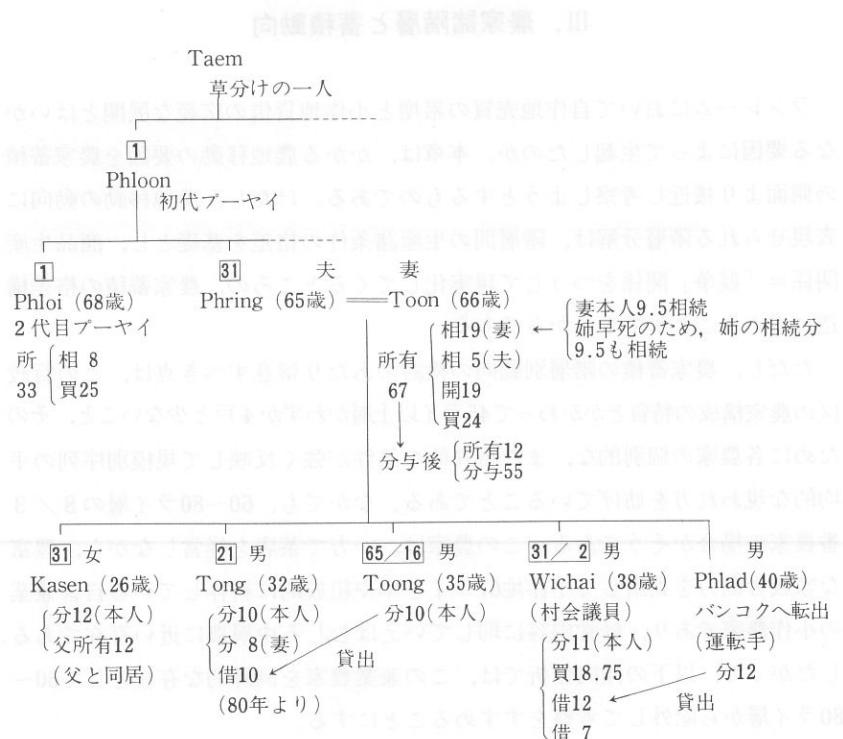
一つの事例を紹介して理解に資することにしよう(第2図参照)。父 Phring 氏は67ライの所有地のうち、老後保留分の12ライを除き、55ライを5人の子供にはほぼ均等に分与し、自分は末娘の Kasen と同居している。5人の子供のうち、村会議員で篤農家の Wichai 氏と四男の Tong 氏は、他出ないし脱農化した二人の兄弟よりそれぞれ分与地12ライと10ライを借り入れ、彼らに小作料を支払っている。このように、彼らは、結婚や他産業就業によって他出した兄弟から土地を集積し、「緑の革命」に対応して経営規模の拡大をはかっているのである。

以上、親族関係の線に沿って形成される土地貸借関係の性格について、「バーン」の慣行である共同相続=均分制、なかんずく分与の問題との関連で考察を試みた。

の分割地が、特定の兄弟姉妹ないし親族によって借り入れられ、集中せしめられている点である。「緑の革命」の進行のもとで、中上層農たる特定の兄弟が、均分相続・分与によって分割された土地を、「剩余」を武器に逆に伝統的な親族関係・紐帶を動員・利用して再集中=再配分しているのである。こうした親族内での土地貸借は、均分相続慣行の

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第2図 親族内での土地貸借の事例 1980年（単位：ライ）



[備考] 1) □内の数字は家屋番号

2) 図中の略字は次のとおり。

相続→相、開墾→開、購入→買、分与地→分、所有地→所、借入れ→借

この図は、1980年のタイにおける稲作中上層農の農地移動を示すものである。農地は、主に親族間で移動している。上層農の農地は、多くの場合、相続によって受け取られる。しかし、親族間での譲り受けが困難な場合、或は譲り受けた農地が耕作されない場合、農地は、他の農地所有者へ貸し出される。また、農地の所有者は、農地を購入する場合もある。この図では、農地の所有者は、主に親族である。農地の貸し出しは、主に親族間で行われている。また、農地の購入は、主に親族間で行われている。この図では、農地の所有者は、主に親族である。農地の貸し出しは、主に親族間で行われている。また、農地の購入は、主に親族間で行われている。

III. 農家諸階層と蓄積動向

ランレームにおいて自作地売買の累増と小作地貸借の広範な展開とはいかなる要因によって生起したのか。本章は、かかる農地移動の要因を農家蓄積の側面より接近し考察しようとするものである。けだし、農地移動の動向に表現せられる階層分解は、階層間の生産諸条件の格差を基礎とし、商品生産関係=「競争」関係をつうじて現実化してくるところの、農家蓄積の格差構造に求めることができるからである。

ただし、農家蓄積の階層別動向の検討にあたり留意すべき点は、この行政区の農家構成の特質とかかわって45ライ以上層がわずか4戸と少ないこと、そのために各農家の個別的な、また特殊的な条件が強く反映して規模別序列の平均的な現われ方を妨げていることである。なかでも、60~80ライ層の8／3番農家の場合がそうである。この農家は、一方で茶店を経営しながら、豊富な家族労働力をを利用して小作地67ライをやや粗放的に耕作している自営兼業の小作農家であり、経営内容に即していえばむしろ中層農に近い存在である。したがって、以下の傾向分析では、この兼業農家を例外的な存在として60~80ライ層から除外して考察をすすめることにする。

1. 中上層農の収益性と農地価格・小作料

この行政区の中上層農は、1970年代一貫して小作地借り入れの形態で、あるいは自作地購入の形態で土地を集積し、経営規模の拡大に努めてきた。中上層農の、この蓄積力の可能性と限界を明らかにするために、それを規制する単位面積当たりの収益性をみてみよう。

第12表は、ライ当たり収量と純生産・剩余の階層別実現状況を示したものである。まず第一に、ライ当たり収量は、45~60ライ層と最低の5ライ以下層—60~80ライ層の1戸は前述のとおり除外——との間には、約26タング、重量換算（糲）で約260kgの開きがみられる。この土地生産性の開差は、このム

第12表 稲作の生産性格差指標

1979-80年 (単位: パーツ)

耕作規模	農家世帯数	うち 稻作農家	稻作付地 (ライ)	穀収穫量 (クィアン)	穀生産額	稻作生産費			クィアン 当り米価 (5)/(4)	ライ当り 収量 (4)/(3) (クィアン)	ライ当り 粗収入 (5)/(3)	ライ当り 生産費 (6)/(3)			ライ当り 純生産 (11)-(13)	ライ当り 剩余 (11)-(12)
							物財費	労働費 (推計)					物財費	労働費 (7)/(3)		
0.1~4.9ライ	14	1*	2.0	1.0	3,000*	8,410	2,160	6,250	3,000.0	0.500	1,500.0	4,205.0	1,080.0	3,125.0	420.0	△2,705.0
5 ~ 9.9ライ	12	6	35.5	18.5	57,800	122,334	29,264	93,070	3,124.3	0.521	1,628.2	3,446.0	824.3	2,621.7	803.9	△1,817.8
10 ~ 19.9ライ	25	22	232.3	116.3	350,829	404,348	170,055	234,293	3,016.6	0.501	1,510.6	1,740.6	732.0	1,008.6	778.6	△ 230.0
20 ~ 29.9ライ	10	10	223.3	118.3	364,340	329,520	119,190	210,330	3,079.8	0.530	1,631.6	1,4 5.7	533.8	941.9	1,097.8	155.9
30 ~ 44.9ライ	12	12	396.5	233.0	745,440	492,132	252,292	239,840	3,199.3	0.588	1,880.1	1,241.2	636.3	604.9	1,243.8	638.9
45 ~ 59.9ライ	2	2	100.0	76.0	238,930	144,970	69,970	75,000	3,143.8	0.760	2,389.3	1,449.7	699.7	750.0	1,689.6	939.6
60 ~ 79.9ライ	1	1	67.0	32.0	99,200	41,940	16,160	25,780	3,100.0	0.478	1,480.6	626.0	241.2	384.8	1,239.4	854.6
80ライ以上	1	1	90.0	55.0	173,250	92,010	51,510	40,500	3,150.0	0.611	1,925.0	1,022.3	572.3	450.0	1,352.7	902.7
計	77	55	1,146.6	650.1	2,032,789	1,635,664	710,601	925,063	3,126.9	0.567	1,772.9	1,426.5	619.7	806.8	1,153.2	346.4

〔備考〕 1) 耕作規模2ライの農家(*印)は、飯米農家で、その収穫は販売していない。したがって、その生産額(米価)=3,000 パーツは一応の推定値である。なお、他階層の生産額も、自家消費米を含めて計算している。

2) 稲作の物財費(不变資本部分)は次の計算による。物財費=稲作経営費-(雇用費+小作料+地税)。稲作経営費には、もちろん畑作・畜産の費用(トマト種子、飼料、家畜医療費・購入費)は含まれないが、肥料など、稲作用か畑作用か不分明な費用は、稲作経費に含めている。

3) 稲作の労働費(可変資本部分)の「自家労賃」部分については、調査はきわめて困難である。ここでは、とりあえず次のような考え方方に立ち、推計した。すなわち、この村落の稲の栽培日数は、耕起・整地に20~30日、田植から刈取りまでに120日、あわせて約150日が普通である。この栽培期間のうち、田植と刈取りの労働ピーク時には、労働交換と雇用に依存するので、家族労働力が従事する日数は、1人当たり100日前後と推計できる。しかも、その100日の従事日数のうち、耕起・整地をのぞけば、ほとんど肥培管理作業が中心で、それらは、一応半日作業とみなすことができる。したがって、家族労働力1人当たりの従事日数を60日と仮定し、「家族労働日数(人日)=基幹的農従者×60日」とする。そして、臨時日雇賃金水準50バーツ/日で、農業投下労働を賃金評価することにする。(8)欄の内訳は下表のとおり。

耕作規模	家族労働費(1)			労働交換(2)		雇用費 (3) (バーツ)	計 (1)+(2)+(3) (バーツ)
	基幹的 農従者数	労働 日数(人日)	賃金 評価 バーツ	労働 日数(人日)	賃金 評価 バーツ		
0.1~4.9ライ	1	60	3,000	65	3,250	0	6,250
5 ~ 9.9ライ	16	960	48,000	773	38,650	6,420	93,070
10 ~ 19.9ライ	59	3,540	177,000	954	47,700	9,593	234,293
20 ~ 29.9ライ	29	1,740	87,000	2,110	105,500	17,830	210,330
30 ~ 44.9ライ	45	2,700	135,000	1,350	67,500	37,340	239,840
45 ~ 59.9ライ	8	480	24,000	420	21,000	30,000	75,000
60 ~ 79.9ライ	6	360	18,000	90	4,500	3,280	25,780
80ライ以上	5	300	15,000	270	13,500	12,000	40,500

ラの小作料がライ当り平均5～6タング、最高で10タングであることと合わせ考えると、大きな意味をもつものと思われる。

次に、現実に生産力格差として現われ分解要因としての意味をもってくるところの、純生産の実現状況をみてみよう。農業「純生産(V+M)」とは、いうまでもなく農業労働による価値形成額=付加価値額であり、それは農業粗収入から物財費(C)を差引いた残りの部分である。この行政区の純生産は、20ライ規模を境にしてその上下に大きな格差が形成されてきている。なかでも45～60ライ層において最も高く、この層の純生産1,690 パーツは20ライ以下層のそれの約2倍強である。この格差構造は、「ライ当り収量」に示された土地生産性の違いと、「ライ当り物財費」に現われた規模の優劣に起因するコストの差との、これら二要因によって形成されたものである。

さらに農業内部の蓄積動向に接近するために、農業剩余の形成状況を検討してみよう。農業剩余(M)とは、農民経営にとって絶対的制限として現われるところの「自分自身に支払う労賃(V)」(=自分と家族の生活費)を超過する部分——ただし本来の費用である不变資本部分(C)は控除——である。したがって、農民経営にとっては、投下資本の平均利潤が制限とならないために¹⁾、労賃以上の超過分たる全「剩余」は、小作料ないし地価に対する支払いに充当可能な部分をなすことになる。つまり、剩余が、小作料支払いに充当可能な大きさであるならば小作地の借り入れが可能となり、さらに土地価格利子を支払えるほどの大きさであるならば新規の土地購入=規模拡大が可能となる。

ただし、個々の農民経営においては、労働力と生産諸条件とが自然的に結合しているために、実現された価値量のうち本来の費用たるC部分をのぞき、V水準もM部分も範疇的に確立したものとしては現われず、両者は現実的には不可分に一体となって所得(V+M)としてしか現われない。それゆえ、農業剩余は、投下労働量を日雇賃金水準なり社会的標準賃金水準なりで自己

1) ただし、近年、農業機械化が進行した結果、農業投下資本利子は農業経営の再生産上一つの制限として現われるようになった。ここでは、行論を錯綜させないために、この問題は割愛した。

評価した部分の残額として、算術上、計算されるにすぎない。そのうえ、V部分算出のための基礎となる投下労働量そのものが、農民経営の場合、労働力が商品化し就業時間が定まっている資本家の経営とは異なって、きわめて計測困難な問題として立ち現われる。われわれは、とりあえず第12表〔備考〕3)に示した推計方法により、日雇賃金水準を評価基準としたV水準を推計し、「純生産－労働費」として「剩余」を算出した。

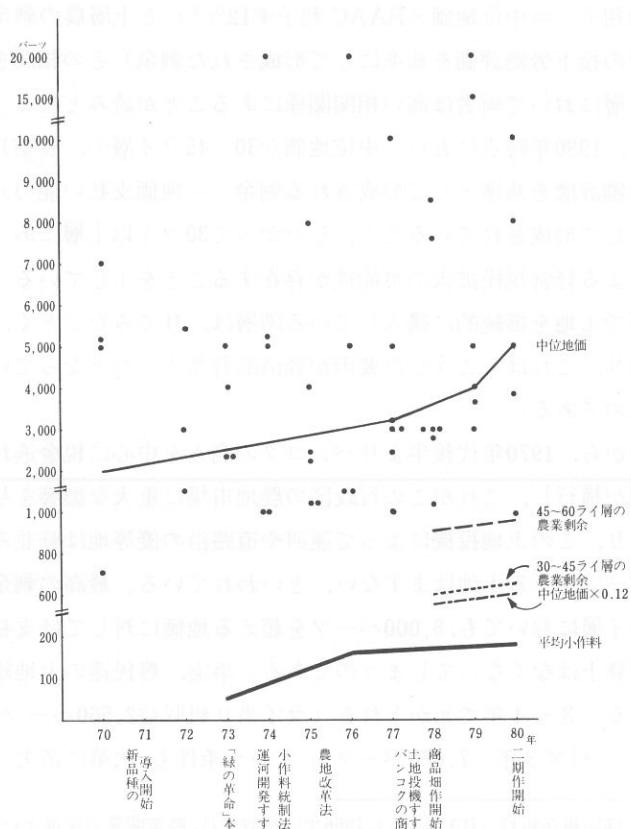
これによれば、まず第一に、30ライ規模を分岐線としてその上下の階層に大きな労働生産性の格差が形成されていることが分かる。すなわち、5~10ライ層は、ライ当り2,622バーツの労働費を投入して52.1タングの穀収量をあげているのに対して、45~60ライ層はその三分の一以下の労働費750バーツを投入して約1.5倍の収量をあげている。第二に、こうした労働生産性の格差構造の結果として、当然、ライ当り剩余も30ライ規模を境界線としてその上下に大きな開差が生まれている。とくに、20ライ以下層において剩余がマイナスになっていることに注目してよい。さらに第三に、最も重要な点は、45ライ以上層の剩余(M)が20ライ以下層のライ当り所得(V+M)を上回っていることであり、これは、上層農が下層農の所得を小作料として充分に負担しえること、換言するならば、下層農は農業労働によって稼得していた所得を土地の貸出→小作料収入として獲得することが可能であること、を示すものである。ただし、実際の小作料水準は下層農のV+M水準を大幅に下回っているために、下層農は小作料収入によって農業所得を代替することができない。とはいっても、こうした蓄積力の格差が、上層農と下層農との間に土地の貸借関係を成立させる経済的根拠となっているのである。

ところで、1970年代の農地移動の特徴は、自作地の売買が累増しながら、同時にそれをはるかに上回って小作地の貸借関係が展開したところにあった。こうした動向は、実は土地放出農家の経済的条件とともに、中上層農の蓄積力=剩余と現実の地価水準(土地価格利子)、および小作料の推移との、これら三者の関連のなかで定まってきたものである。第3図はこの点を図示したものである。

①上層農の剩余と地価 ランレームの実勢中位地価は、1970年代前半のラ

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第3図 ライ当り地価の推移と「農業剩余」



〔備考〕

- 1) 図中の点は、ライ当り取引き地価を示す。
- 2) 平均小作料は、1973年が3タング、76年が5タング、80年が6タングであり、それぞれの金額表示にあたっては、1980年の1タング=32バーツで時価還元した。

イ当り2,000バーツの水準から出発し、70年代後半以降かなり急カープを描いて上昇して1980年現在で5,000バーツの水準にある。いま、1980年時点での中位地価利子（＝中位地価×BAAC利子率12%²⁾）と上層農の剩余（日雇賃金水準での投下労働評価を基準にして形成された剩余）との相関をみれば、30～45ライ層において両者は高い相関関係にあることが読みとれる。すなわち、これは、1980年時点において中位地価が30～45ライ層の、農業日雇賃金水準での労働評価を基準として形成される剩余（＝地価支払い能力）の資本還元地価として形成されていること、したがって30ライ以上層にあっては自作地購入による経営規模拡大の可能性が存在することを示している。実際にこの行政区で土地を継続的に購入している階層は、IIでみたごとく、30ライ以上層であり、これは、こうした要因が経済的背景の一つとなっていることを物語るものである。

しかしながら、1970年代後半よりバンコクの商人を中心に税金逃れのための土地投機が横行し、これがこの行政区の農地市場に重大な影響を与えつつある。つまり、この土地投機によって運河や道路沿の優等地は軒並み高騰して、1万バーツを下る土地はまずない、といわれている。最高の剩余をあげる45～60ライ層においても、8,000バーツを超える地価に対しては支払い能力がもはや計算上はなくなってしまうのである。事実、農民達の土地購入の判断基準である「3～4年で元がとれる（ライ当り粗収益2,560バーツ[=80タング×32バーツ]×3年=7,680バーツ）」という条件も、次第に消失しつつあ

2) 農業・協同組合銀行（BAAC）は、1966年に創設され、農業開発の促進という目的にそって農業信用を充実してきている。BAACの農業信用は、農民直接貸付、農業協同組合・農民会の機関貸付の三ルートより行なわれている。1978年度の貸付総額は約67億バーツであり、うち農民直接貸付は48.7億バーツである。農民直接貸付には、短期(期間1年)、中期(3年)、長期(15年)の三種類があり、利子率はいずれも年12%である。ランレームの農民は、BAACグループを結成し（現在45戸加盟）、このグループを連帯保証人としてBAACのナコンチャイシー支店より毎年1人当たり10,000～80,000バーツを営農資金として借り入れている（ほとんどが短期借入れ）。BAAC、Rajangan Kicakan, Ngobdun banchi Kamrai lea Khadthun(『BAAC事業報告——損得勘定表』毎年公刊)、Prem Bunruang, Talad Nganthun lea Sathaban Sinchua Kaset(『プレム『金融市場と農業信用制度』バンコク、1980年)を参照。

るといえよう。こうして、農業採算地価から乖離した地価形成がすすめば、上層農の自作地購入による上向化の途は次等に狭められていくことになるだろう。

②中層農の剩余と小作料 20~30ライの中層農にあっては、すでに1970年代半ばより自作地購入による土地拡大の事例は見られなくなるが、この点、中層農の剩余と地価水準とを対比すれば、その経済的背景が明らかとなる。この層が経営規模拡大の方途を小作地借入れに移していくのは、この層の剩余と小作料との相関において理解しえる。小作料は、1970年代前半の3タングから、70年代半ばには5タングへ、そして最近では最高10タング、平均6タングへと推移してきている。1974年的小作料統制法にもとづいてこの行政村でも行政村長ガムナンを委員長とする小作料統制委員会（各行政区2名の委員より構成）が設置され、小作料はライ当たり最高10タング以下におさえるよう行政指導している（このため小作料率は平均7.5%前後の水準である）。20~30ライ層の剩余約160バーツは平均小作料180バーツ（6タング）とほぼ相応し、これによってこの層の小作地借入れによる規模拡大の現実的根拠が与えられる。

③地価と小作料 中位地価利子の600バーツに対して、平均小作料はその30%の180バーツにすぎない。したがって、小作料が地価利子水準よりも低いという事情は、耕作権が相対的に安定しているもとでは、経営地の拡大において小作地借入れの方が自作地購入よりも「有利」であるということである。小作地借入れの広範な展開の一つの要因をここにみることができる。

2. 農家経済の動向

われわれは、前節において、単位面積当たり剩余ないし純生産の実現量の階層別比較という方法にもとづき、中上層農の小作料・地価の支払い能力つまり経営拡大の能力の有無について吟味してきた。本節では、これにつづき、その対極の土地放出農家の経済的条件、つまり土地の貸出ないし売却によって経営を縮小していく下降要因を分析しなければならない。この下降要因の分析において、農業所得による家計費充足率という指標が重要な意義をもつ

ことはつとに強調されてきたところである。というのも、その指標が競争=分解過程における農民経営の特質を表現するからである。すなわち、資本家の経営の場合、個別的価値の大きさが利潤率を左右し、この諸資本間の利潤率格差が資本の没落と集中を直接的に規制するのに対して、農民経営の場合、単位面積当たりの大小は経営の縮小に直接つながる要因とはなりえない。なぜなら、農民経営にとって、生産の目的は「自分自身に支払う労賃」を確保することにあり、利潤や地代それ自体が絶対的制限として現われないからである。それゆえ、農民経営において、経営の縮小・没落の直接的な契機は、この「自分自身に支払う労賃」=家計費の確保の失敗というところに求められる。農業所得による家計費の充足率はこの点を指標するものに他ならない。この点を確認したうえで、第13表を検討することにしよう。

まず、農業所得の階層別実現状況をみると、20~45ライ層の3.6万~4万バーツを中間に挟んで、20ライ以下層と45ライ以上層との間に大きな格差が広がっている。この三層の格差構造は、ライ当たり純生産の大小に示される土地生産性の開差にも部分的に影響されながらも、基本的には耕作規模の大小によって形成されたものである。これに対して、家族家計費の水準は、10ライ以下層と45ライ以上層が相対的に高く、10~45ライ規模の中間層においては2万バーツ前後の水準である³⁾。このような、出稼機会も多い半プロ的な最下層と稻作專業的な最上層において相対的に高く、中間層において低いという、家計費水準の階層別特徴は、消費と家計水準の上昇の波及順序を示すものと思われる。

とはいえ、第13表の家族家計費の数字は、同表の〔備考〕にも記したとおり、必ずしも正確なものではない。そこで、これを補正する意味で、われわれは、1980年の9月、特定の農家数軒に約1ヵ月間、家計簿の記帳を依頼し

3) F. W. フスによると、1970年時点のアユタヤ県バーン・チュン村では、10~30ライ層の農業粗収入は11,855バーツ、農外収入は2,782バーツ、1人当たり家計支出は1,774バーツであり、30ライ以上層ではそれぞれ19,133バーツ、849バーツ、2,104バーツ、全戸平均では15,090バーツ、1,923バーツ、1,921バーツであったという。F. W. Fuhs, *Labour Utilization and Farm Income in Rural Thailand, Results of Case Studies in Rural Villages (1969/70)*, (Wiesbaden, 1979) pp148~178.

第13表 農家経済主要指標（一戸当たり平均）

1979-80年 (単位: ハーツ, %)

耕作規模	農家世帯	農業粗収入	耕業粗収入	耕業經營費	農業従事者	農業外得所	農家所得(7)+(8)	農家家計費(9)	農家経済剩余(9)-(10)	農作物取扱比率(3)/(2)	農業依存度(7)/(9)	農業所得率(7)/(10)	耕作		
													(12)	(13)	(14)
0.1~4.9ヘクタール	14	18,185.0	214.3	8,112.9	8,233.6	11,679.1	6,505.9	8,269.3	14,775.2	18,077.5	△3,302.3	1.2	44.0	35.8	36.0
5~9.9ヘクタール	12	28,544.8	4,816.7	9,241.7	1,400.0	9,619.9	18,924.8	6,843.3	25,768.2	31,495.9	△5,727.8	16.9	73.4	66.3	60.1
10~19.9ヘクタール	25	29,932.4	14,033.2	7,848.2	1,204.4	11,165.9	18,766.5	4,221.2	22,987.7	20,264.8	2,722.9	46.9	81.6	62.7	92.6
20~29.9ヘクタール	10	54,376.0	36,134.0	6,440.0	8,740.0	17,889.2	36,477.8	2,685.0	39,162.8	17,180.6	21,982.2	67.0	93.1	67.1	212.3
30~44.9ヘクタール	12	69,689.9	62,120.0	3,841.7	2,850.0	29,732.4	39,957.5	5,718.8	45,676.3	24,981.3	20,695.0	89.1	87.5	57.3	159.9
45~59.9ヘクタール	2	132,515.0	119,465.0	5,400.0	5,400.0	58,723.0	73,792.0	562.5	74,354.5	64,781.5	9,573.0	90.2	99.2	55.7	113.9
60~79.9ヘクタール	1	101,600.0	99,200.0	0	2,400.0	36,440.0	65,160.0	16,500.0	81,660.0	32,900.0	48,760.0	97.6	79.8	64.1	198.1
80ヘクタール以上	1	216,250.0	173,250.0	40,000.0	3,000.0	70,360.0	145,890.0	8,000.0	153,890.0	56,060.0	97,830.0	80.1	94.8	67.5	260.2
平均	77	42,965.6	26,399.9	7,558.2	3,895.8	17,118.3	25,847.3	5,513.2	31,360.6	23,737.1	7,623.5	61.4	82.4	60.2	108.9

〔備考〕

1) 農民は、農業經營費や農業収入について、きわめて細かく正確に記憶しているが、「家族家計費」については、家計簿をつけていないので、この調査はきわめて難行した。したがって、(10欄「家族家計費」の数字は、暫定数字にすぎない。

た。それを集計したものが、第14表である。限られた事例にすぎないが、これによると、①きわめて多種多様な食品を購入していること、②3軒は階層を異にするが、食費に関する限り相対的に平準化傾向にあること、③1ヵ月間の家計支出全体に相違をもたらしている費目は交際費・寄進・学費などであること——10番農家はプーヤイであり20番農家は農民会の支部長であるが、こうしたムラでの社会的地位によって、郡庁などへの出張費や交際費、寺社・祭葬などへの寄付などに支出の違いが生じることになる——が分かる。

次に、家計支出における商品経済化の進展を示す第15表と、耐久消費財の普及状況を示す第16表を掲げる。これらによって、①農家の家計支出のなかで購入商品の占める比率が増大していること（=家計の商品経済化）、②この比率の増大が一種の生活強制として作用し消費と家計の水準を引き上げるであろうことが予想される。

さて、こうした特徴をもって上昇する農家家計費の水準と農業所得との関連をみれば、家計費充足率が100%を超えるのは20ライ以上層であり、10ライ以下層では充足率100%の水準に遠く及ばない。これと同様に、農業依存度、つまり農家所得に占める農業所得の比率は、20ライ以下層、なかでも5ライ以下層において極端に低下している。これら下層農における家計費充足率と農業依存度の低下は、彼らをして農外所得とくに賃金収入への傾斜を強め、農民の賃労働兼業化を押しすすめる要因となる。

ところで、農業所得による家計費充足率という場合、「農業」所得の中味が問題である。いま、稲作収入の比率をみると、30ライ以上層はいずれも80%以上の比率をあげているのに対して、20ライ以下層では50%にも満たない。また、20~30ライの中層農ではこの比率が67%であり、これは、この層において稲作経営としての専業的存立の基礎が動搖し、トマトの契約栽培や養豚に次第に傾斜しつつあることを示している。第17表は、1975~80年の5年間の転作状況を示すものである。これによると、やはり20ライ以下層では農地を「田から園地に」「田から畑に」転換した世帯が20戸もあり、また田畠を放棄した世帯も4戸存在する。こうして、20ライ以下層の稲作生産よりの脱落化と農業経営としての落層化が進行するが、下層農をとりまく経営状況の厳しさ

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第14表 家計支出事例

1980年9月 (単位: パーツ)

調査世帯 (家族数、耕作規模) 支出項目	No.10 '80 9/3~9/30	No.20 '80 9/3~9/30	No.4 '80 9/3~9/22
食 費	2,024.5	1,455	1,535
うち	(664)	na	(558)
米、うどん、パン		na	(421)
魚肉類、卵		na	(193.5)
野菜類	(1,360.5)	(46)	(134.5)
香辛料、調味料		na	(228)
その他			
嗜好品代	50	194	48
うち	(50)	-	-
酒	na	-	(29)
コーヒー、炭酸飲料	na	(144)	(16)
タバコ	na	(50)	(3)
キンマ	na		
日用品代	0	16	40
うち	-	-	(20)
歯みがき粉	-	(10)	(20)
洗剤・石けん	-	(6)	-
その他	-		
薬 代	0	170	-
灯 油 代	160	40	-
交際費、娯楽費	87	265	-
寄 進	0	220	-
学 費	460	0	-
そ の 他	100	0	40
計	2,881.5	2,360	1,663

- 〔備考〕 1) 1980年9月、5軒の農家にノートを渡し、家計支出の記載を依頼した。本表は、そのなかで最も正確に毎日記帳した3軒のそれを集計したものである。ただしNo.10とNo.20の家計費は28日間の家計支出であるのに対して、No.4のそれは20日間の支出額であることに注意されたい。
- 2) 「家族」数は、ここでは在宅の家族員のみとし、一時的他出者等の家族員は除外した。なお、我々調査者3名が、この80年9月に、No.10に寄食していたことにより、No.10の食費がやや高くなっていることにも注意。
- 3) タイの農民がどんなものを食べているかを知るために、食費の内訳がはっきりしているNo.4の場合を例示しておこう。
- 白米、うどん、パン；魚、ブタ肉、牛肉、アカ貝、干しエビ、ブタ・ホルモン、トリ肉、塩ガニ、ツケ貝、アヒルの卵、ニワトリの卵、シマ貝、カブトガニ、ブタの皮；キャベツ、青菜、ネギ、カボチャ、白菜、玉ねぎ、キュウリ、もやし、長マメ、パクチー、干し玉ねぎ、ナス、ヤシの実、漬

物(玉ネギ), トマト, レンコン; トウガラシ, 魚醤, ガーリック, 乾トウガラシ, ガビー, ブタの血, レモン, 砂糖, ラード油, バード・ペパー, ショウガ; トウフ; 菓子, 炭酸飲料, コーヒー, タバコ, キンマ; ラム(不明)

第15表
かつて自給自足していたが,
今は購入しているもの1980年

項目	120世帯中、「はい」と答えた世帯数 (120世帯中の比率)
魚醤	57戸 (47.5%)
ガビー	83 (69.2%)
塩辛	70 (58.3%)
魚	43 (35.8%)
肉	9 (7.5%)
野菜	44 (36.7%)
果実	10 (8.3%)
布	3 (2.5%)
その他	6 (5.0%)
計	340

〔備考〕1) 「肉」と「布」の数値が低いが、これは、「最近購入するようになったか」という設問の仕方に起因している。この両品目は從来から購入されている。

第16表
耐久消費財の普及状況

1980年 (単位: 戸数)

消費財	なし	あり	1台				不明
			2台	3台	4台以上		
ラジオ	5 (4.1%)	115 (95.9%)	85	28	2	0	0
自転車	16 (13.3%)	104 (86.7%)	70	24	9	1	0
ラジカセ	114 (95.0%)	6 (5.0%)	6	0	0	0	0
ミシン	103 (85.8%)	17 (14.2%)	17	0	0	0	0
アイロン	93 (77.5%)	27 (22.5%)	25	2	0	0	0
オートバイ	69 (57.5%)	51 (42.5%)	47	4	0	0	0
もの入れ棚	26 (21.6%)	93 (78.4%)	40	32	13	8	1
魔法びん	56 (46.6%)	64 (53.4%)	58	5	0	1	0
かけ時計・置き時計	87 (72.5%)	33 (27.5%)	26	6	1	0	0
腕時計	41 (34.1%)	75 (65.9%)	43	22	8	2	4
テレビ	116 (96.6%)	4 (3.4%)	4	0	0	0	0

〔備考〕1) カッコ内の比率は、調査世帯120戸中の比率である。

タイにおける稻作中上層農と農地移動

第17表 1975~80年の5年間の転作状況

(単位:戸数)

世帯区分	な非 し該 ・当	田園 か地 らに	田 か畑 らに	畑園 か地 らに	畑 か田 らに	田 を放 棄	畑 を放 棄	園 地放 棄	荒 耕地 作化	交 換	そ の不 他明
非農	29	1	8	0	0	1	1	1	0	2	3
農家	38	15	13	2	4	3	3	1	1	3	3
0.1~4.9ライ	8	3	0	0	0	0	2	1	0	0	1
5~9.9ライ	9	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1
10~19.9ライ	12	6	8	0	1	1	1	0	0	1	0
20~29.9ライ	2	2	1	1	3	0	0	0	0	1	1
30~44.9ライ	6	2	0	1	0	2	0	0	1	0	0
45~59.9ライ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
60~79.9ライ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
80ライ以上	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
計	67	16	21	2	4	4	4	2	1	5	6

〔備考〕

- 1) 調査世帯は120戸であるが、複数回答のため、回答数はそれを上回る。

はたんに稻作収入への依存度が低下するだけに止まらない。第13表(11欄)から明らかなごとく、農家経済そのものがマイナスとなり、下層農民をして生産と生活を破綻せしめるにいたっているのである。

最後にもう一点つけ加えておくならば、農業所得率つまり農業粗収入に占める純収入の比率の問題である(第13表(14欄))。農業所得率は、この行政区の生産力的トレーガー層である30~60ライ層において最も低く、50%台の水準にある。これは、丁度、第12表(13欄)に示される「ライ当たり物財費」の、この階層における相対的高さと符号している。すなわち、新品種を基軸とする新しい稻作栽培体系が、肥料・農薬・燃料という「流動資本」部分と、機械購入・借入費、修理維持費という「固定資本」部分の投入を急増させ、それらは45~60ライ層では経営費全体(平均58,723バーツ)のなかでそれぞれ40.1%と18.4%、合わせて58.5%という大きな比重を占めるに至っている。この階層における、こうした「不变資本」部分の急増と、それに起因する経営費負担全体の膨張とは、もちろんこの層に土地生産性の優位性をもたらし、そ

れを保証したものだが、同時にそれは、工業資本への依存の構造を生産力構造のなかにビルト・インさせ、農外資本による市場関係をつうじての収奪の網の目に彼らを組み込むことにもなったのである。この収奪の現段階的水準が、農業所得率55.7%において示される。

〔付記〕 本報告は、北原淳氏（神戸大）を代表者とする「日タイ社会構造の比較研究」調査の中間報告である。なお、1979年の予備調査と1980年の本調査にあたって、文部省より「海外学術調査」科学的研究費の助成を受けた。